

生活困窮者自立支援制度の 現状について

1. 相談者の状況

【データに関する留意事項】

※ 生活困窮者自立支援統計システム [抽出時点：2021年9月3日]

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
 - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。

※ 厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体（906自治体）に調査票を送付し、546件の回答を集計（回収率：都道府県83.0%、基礎自治体59.0%）
- ・ 全福祉事務所未設置自治体（町村881ヵ所）に調査票を送付し、451件の回答を集計（回収率：51.2%）

※ 厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体（906自治体）に調査票を送付し、536自治体の回答を集計（回収率：59.2%）。

生活困窮者自立支援制度の概要

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
 R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
 (令和4年4月1日時点) **国費3/4**

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
 ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費10/10**

◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 **国費1/2**

◇都道府県による企業開拓

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング **国費10/10**

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 **国費3/4**

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
 ※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)
 (就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) **国費2/3**

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
 就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
 ・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) **国費2/3**

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) **国費1/2,2/3**

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
 ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 **国費1/2**

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
 ◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 等 **国費10/10**

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和3年3月)

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後6年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約49.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、新型コロナウイルスの影響により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%、令和2年度83%)

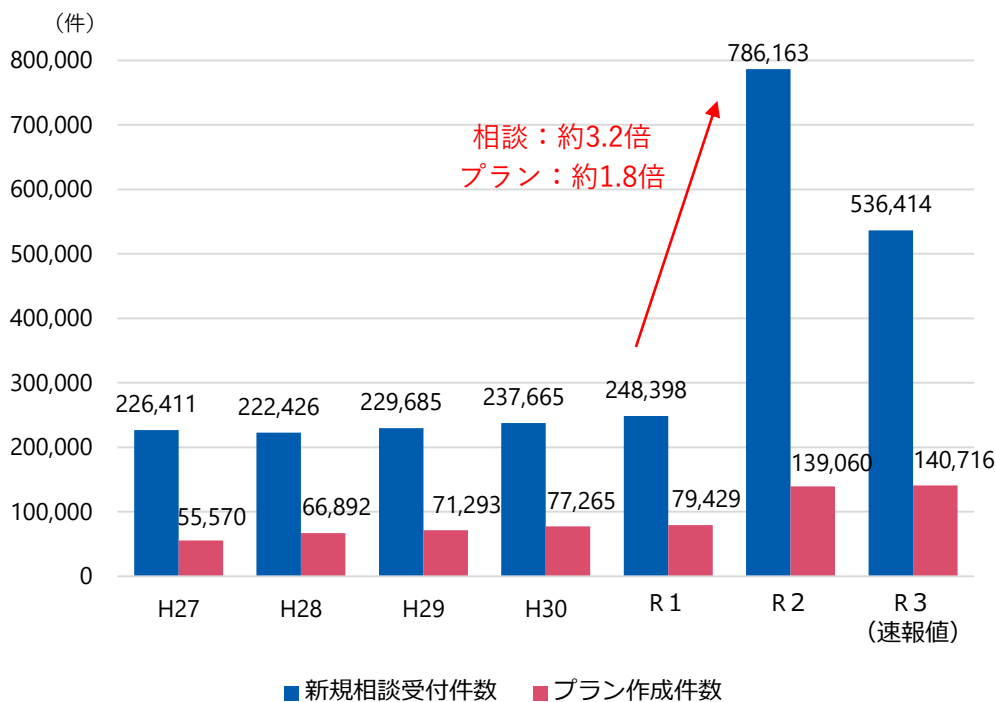
支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0	20,659	14,502	11,902	5,924	27%

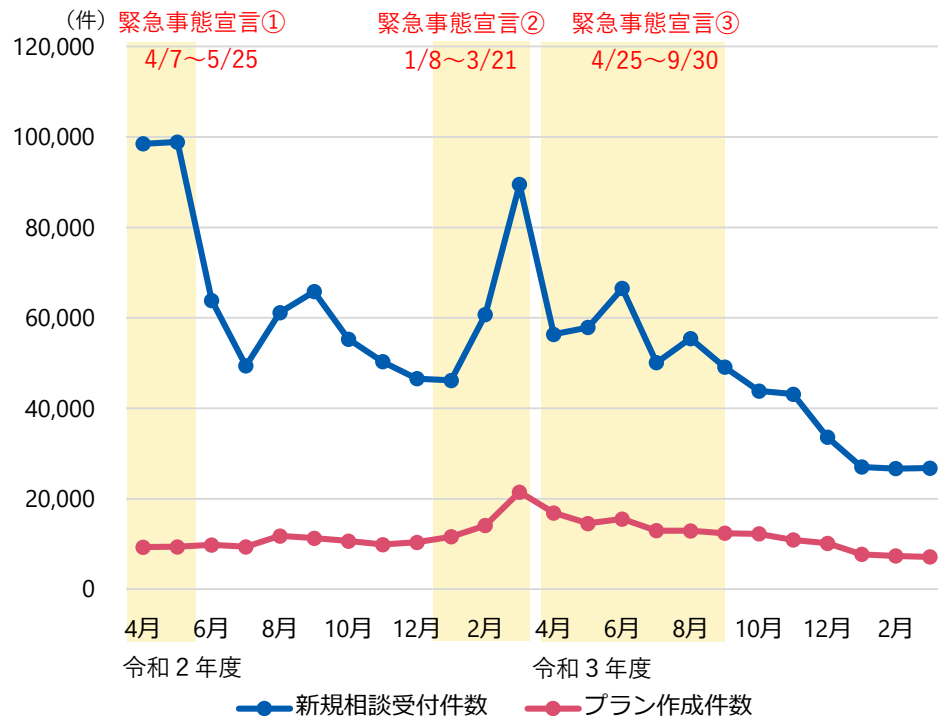
新型コロナウイルス感染症による新規相談受付件数等の変化

- 令和2年度の新規相談受付件数は、令和元年度の約3.2倍、プラン作成件数は約1.8倍となっているが、令和3年度は、令和2年度に比べて新規相談受付件数は減少した。
- 月単位では、1回目、2回目の緊急事態宣言が発令されていた期間において、相談件数が急増している。

経年推移



令和2～3年度の推移

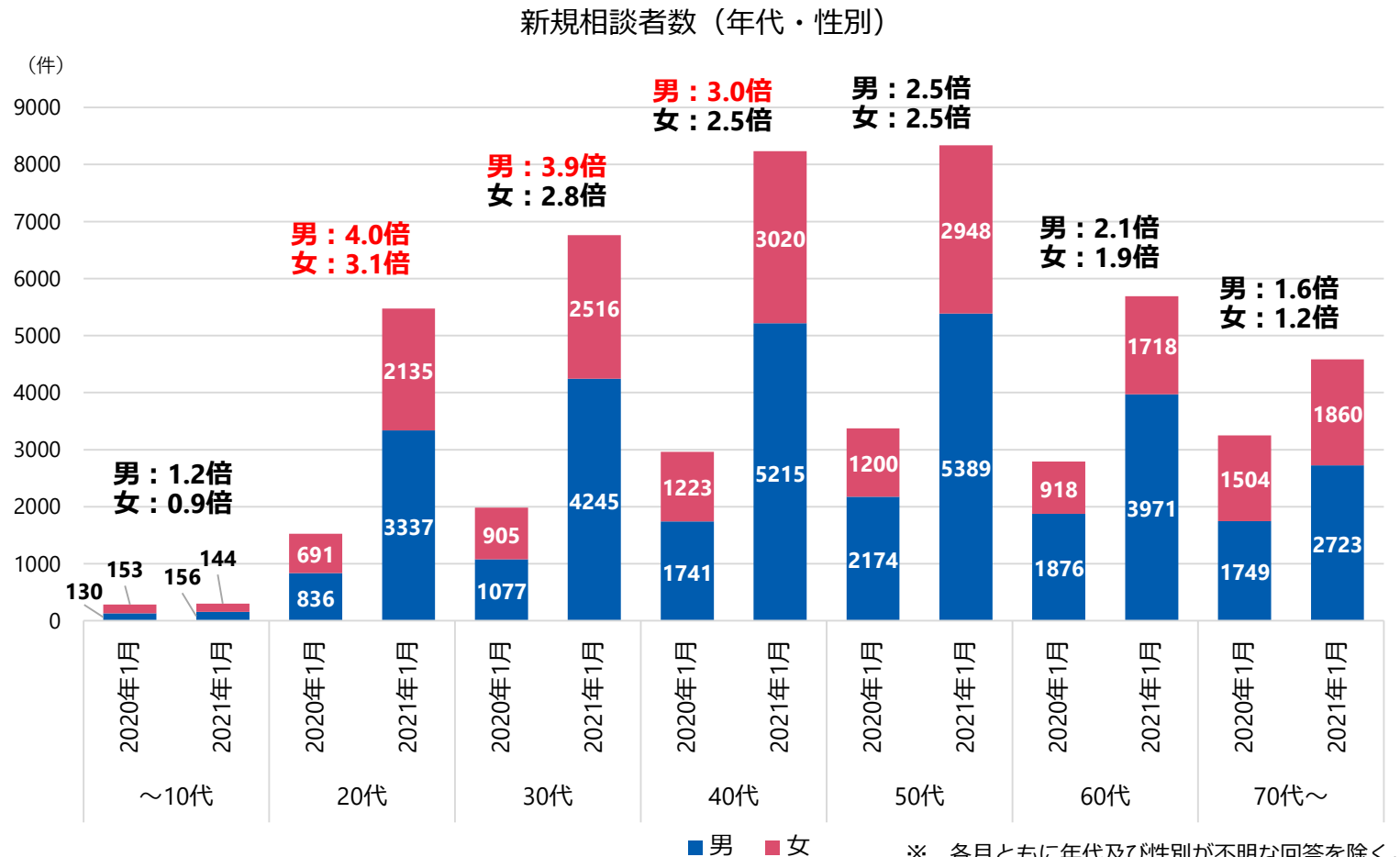
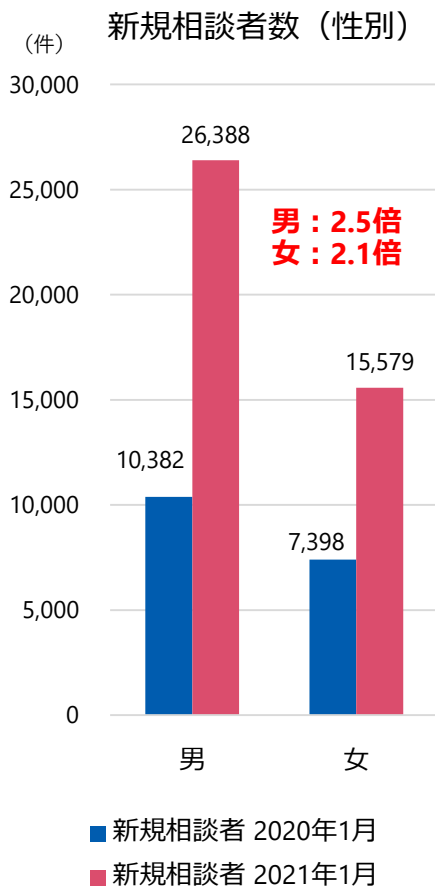


※ 支援状況調査・生活困窮者自立支援統計システムより抽出。
 ※ 令和3年度については速報値。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（性別・年代）

- 新規相談者の性別については、新型コロナの影響下においては、男性の割合がわずかに増加している。
- 新規相談者数としては、20・30代男性の増加幅が最も大きく、次いで20代女性、40代男性が増加している。

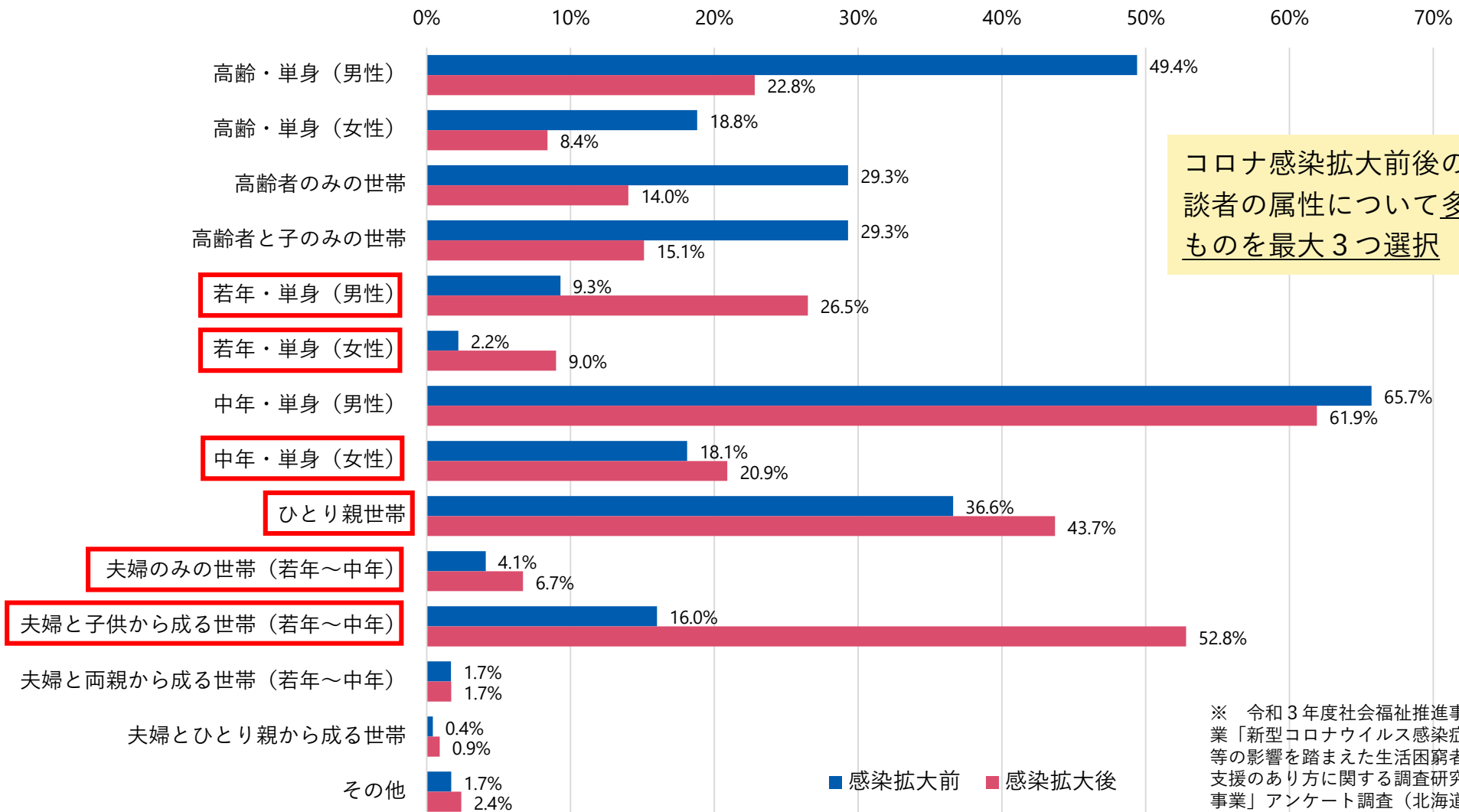
性別・年代



※ 各月ともに年代及び性別が不明な回答を除く。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（世帯類型）

- 若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯について、感染拡大後に「多い」と回答した自治体のほうが多かった。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

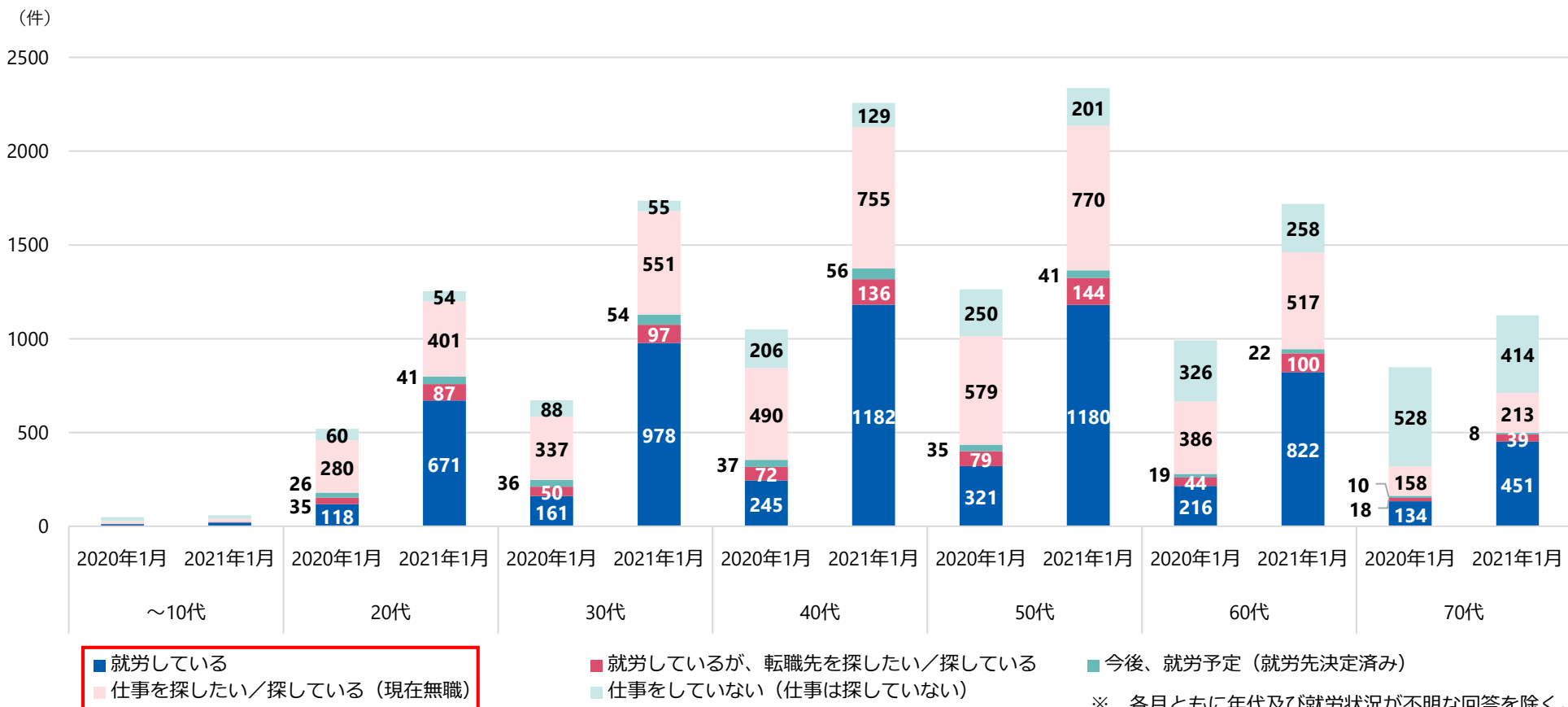
※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（就労状況・男性）

- コロナ前後を比較すると、20代以上の全ての年代において「就労している」者からの相談が大きく増加している。また、「仕事を探したい／探している（現在無職）」者も増加している。
- 一方、「仕事をしていない（探していない）」者については、わずかに減少している。

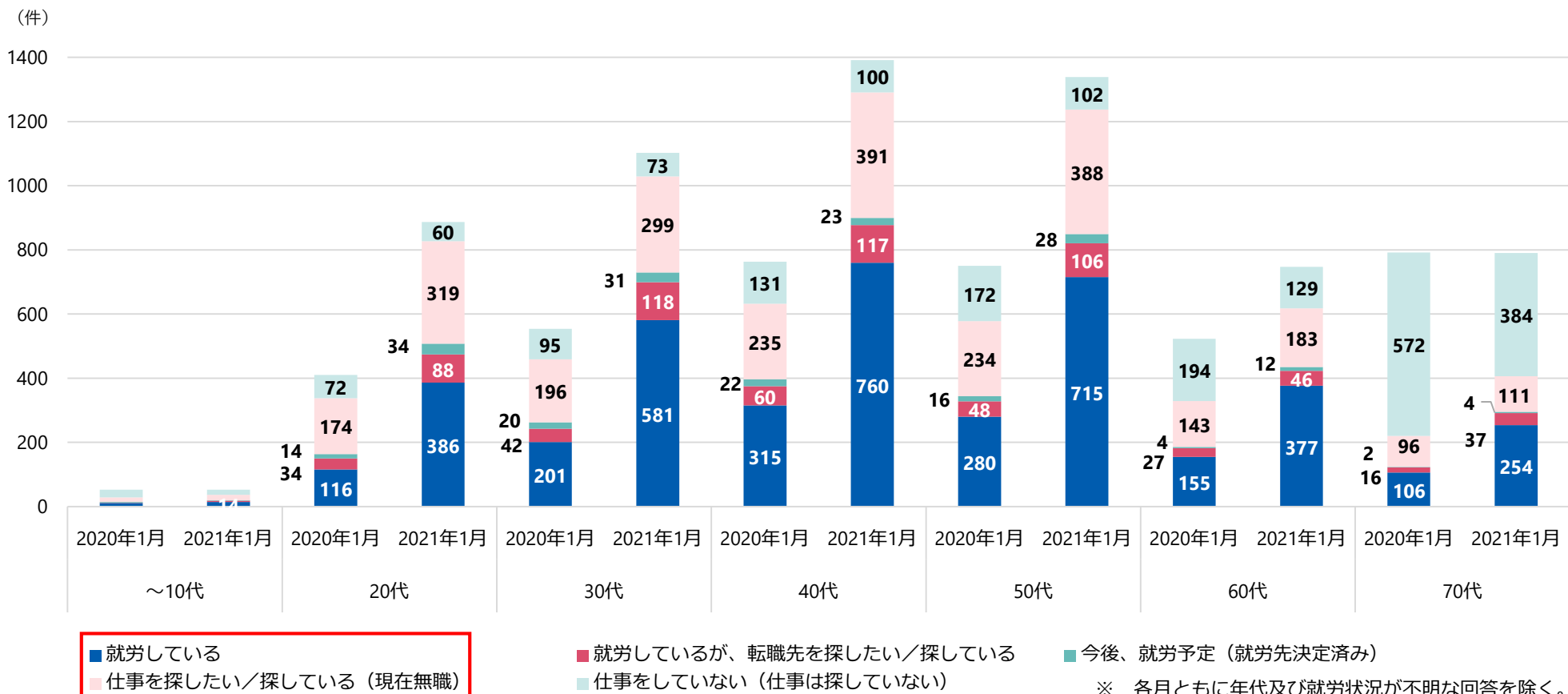
男性



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（就労状況・女性）

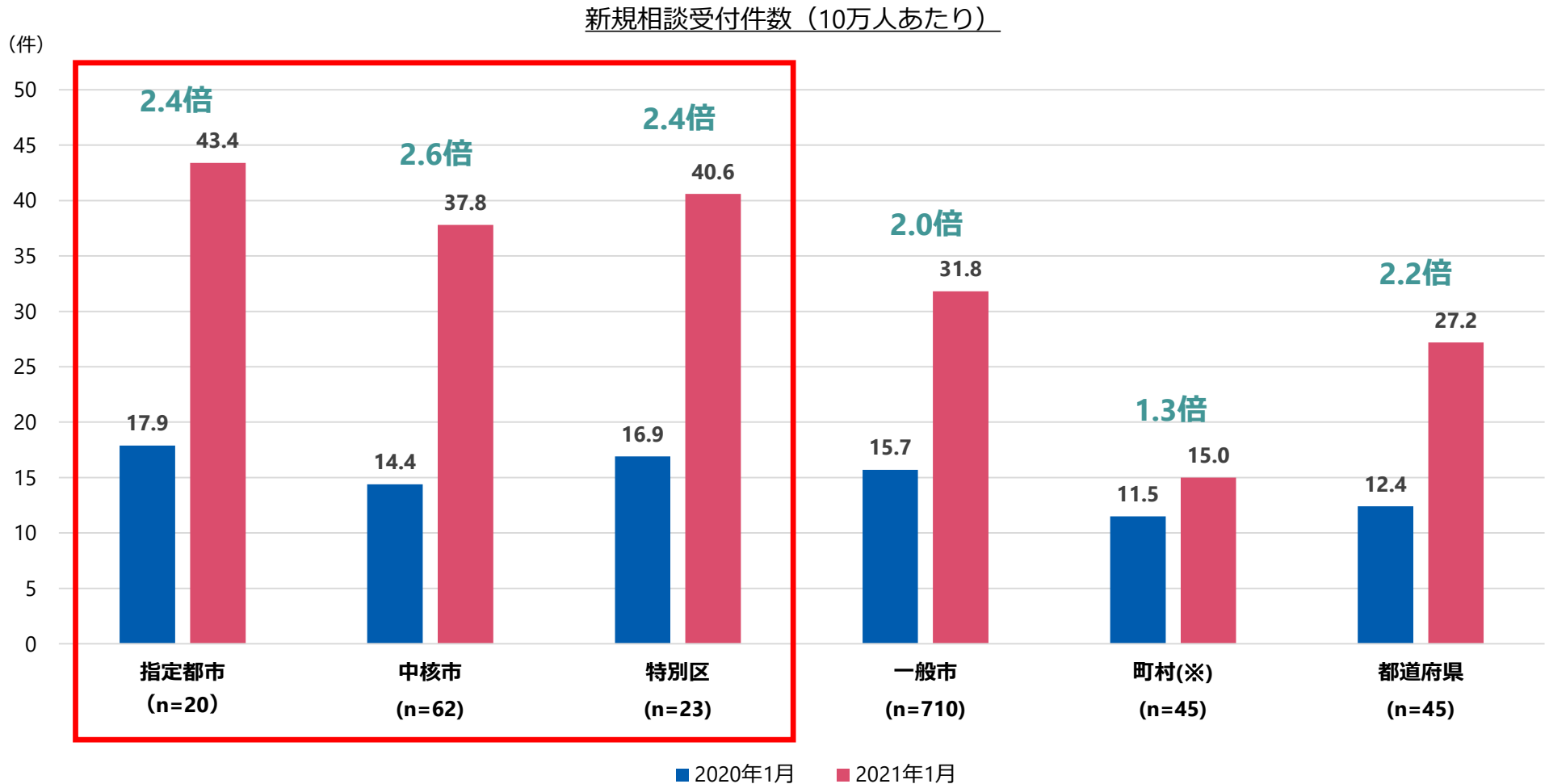
- 女性も男性と同様に、コロナ前と比較すると、20代以上の全ての年代において「就労している」者からの相談が大きく増加している。また、「仕事を探したい／探している（現在無職）」者も増加している。
- 一方、「仕事をしていない（探していない）」者については、わずかに減少している。

女性



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（自治体区分別）

- 新規相談受付件数については、都道府県・一般市・町村に比べ、指定都市・中核市・特別区において増加幅が大きく、コロナによる影響が大きく出ている。

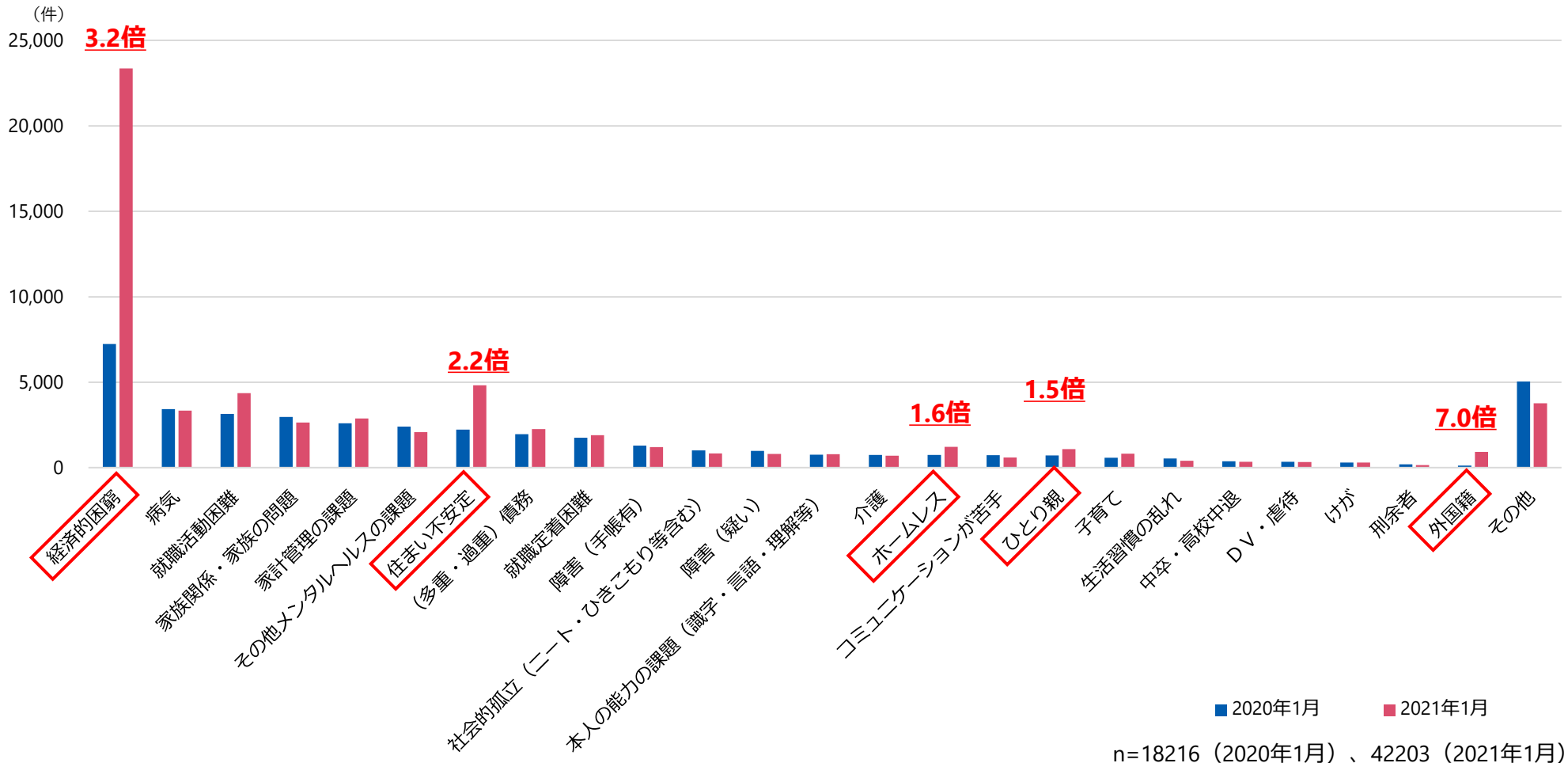


(※) 福祉事務所設置町村
(生活困窮者自立支援統計システムより抽出)

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（課題・特性）

- 「経済的困窮」（3.2倍）、「住まい不安定」（2.2倍）、「ホームレス」（1.6倍）、「ひとり親」（1.5倍）、「外国籍」（7.0倍）が大きく増加している。

課題・特性

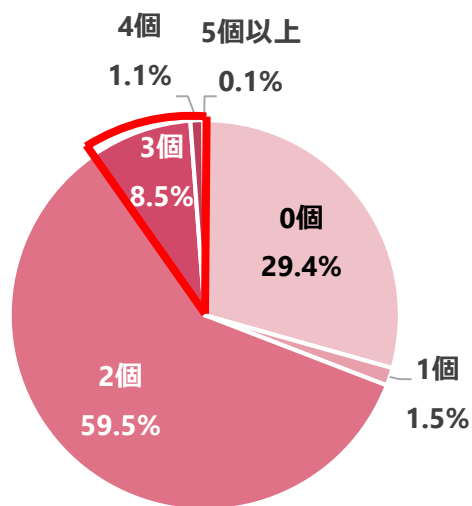


新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（抱える課題の数）

- コロナ後では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加している。

抱える課題の数

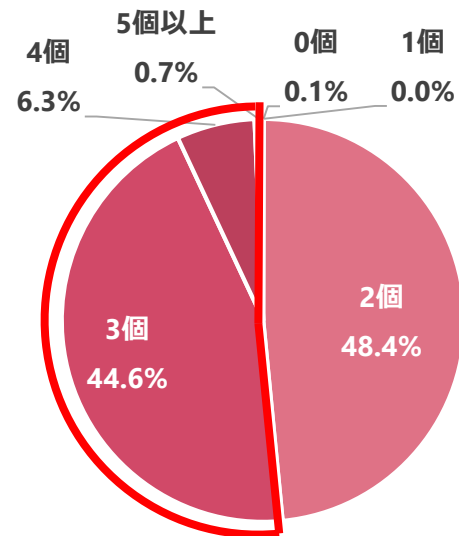
コロナ前（2020年1月）



n=18216

3個以上の割合：9.7%

コロナ流行下（2021年1月）



n=29674

3個以上の割合：51.6%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・男性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「社会的孤立」、20代以上において「住まい不安定」や「ホームレス」といった住まいに関する課題が多く見られるようになった。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（男性・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=171)	20代 (n=1107)	30代 (n=1452)	40代 (n=2460)	50代 (n=3032)	60代 (n=2367)	70代～ (n=1616)
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーションが苦手 22.8%	メンタルヘルス・就職定着困難 28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・女性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「コミュニケーションが苦手」、20代以上において「住まい不安定」という課題が多く見られるようになった。30,40代においては「ひとり親」という特性も増加している。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（女性・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=150)	20代 (n=847)	30代 (n=1170)	40代 (n=1549)	50代 (n=1291)	60代 (n=825)	70代～ (n=885)
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

2. 法定事業の利用状況と支援効果

法定事業の利用状況と支援効果：自立相談支援事業

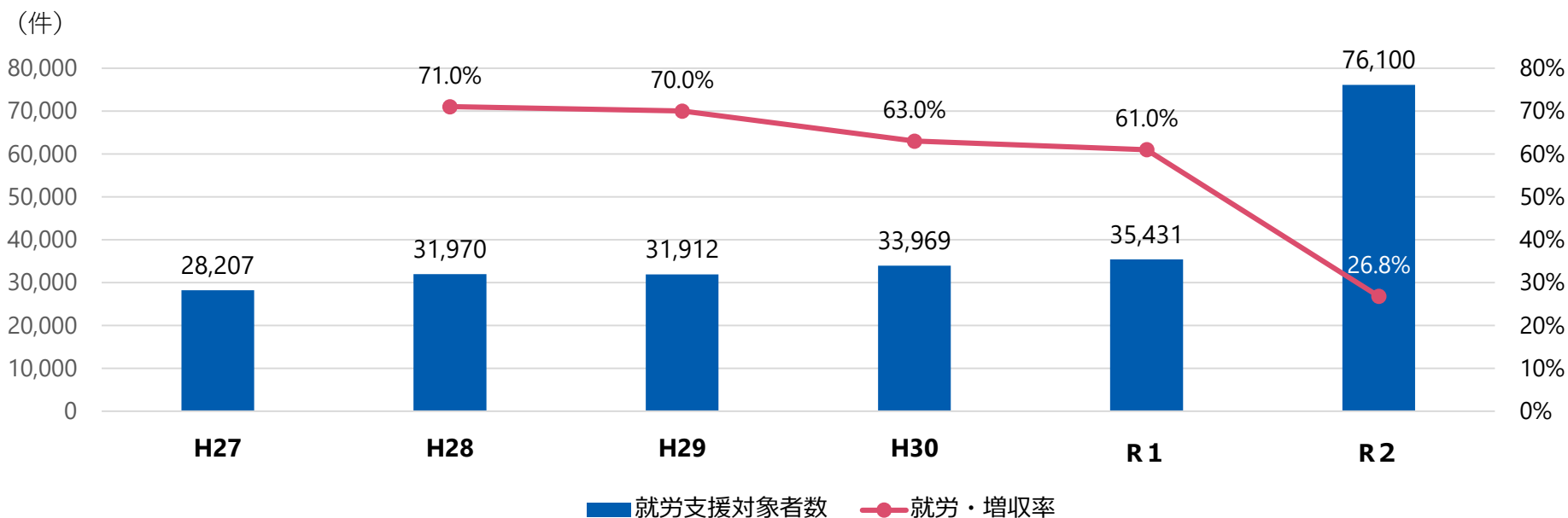
- 自立相談支援事業の就労支援対象者数は増加傾向にある。他方、就労・増収率は年々低下しており、令和2年度はコロナ禍の影響で約27%となっている。

自立相談支援事業の就労支援

実施自治体	905 自治体 (R2年度)
利用件数 (延べ数)	56,431 件 (R2年度)

就労支援対象者
(※)

就労・増収率 26.8%
就労率のみ 19.1%



※就労支援対象者は、プラン期間内での一般就労を目標としている人。

住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和3年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。

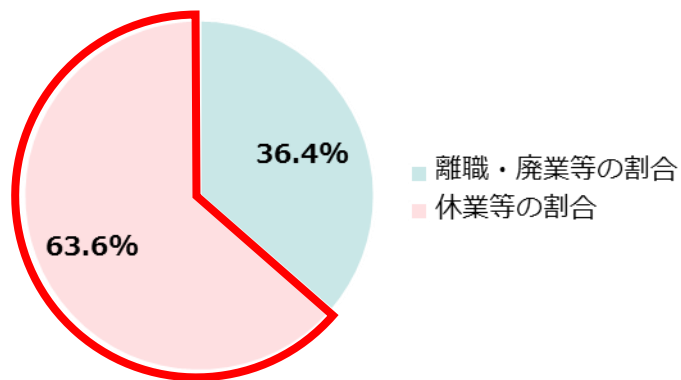


※令和3年度の件数については、速報値のため変動する可能性があります。17

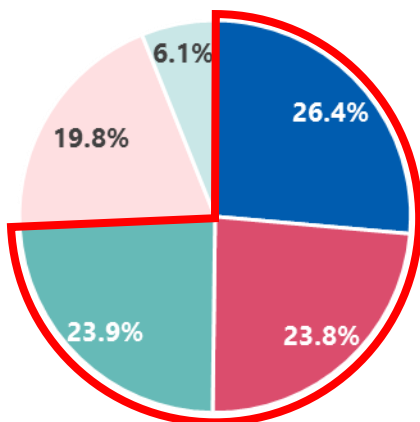
住居確保給付金の利用状況

- 住居確保給付金の利用者については、休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者は36.4%となっている。また、住居喪失のおそれのある者（現に賃貸住宅等に居住している者）が約99.6%となっている。
- 令和2年度の利用者について、年齢別では30～39歳が最も多くなっており、令和元年度において対象外であった65歳以上も計7.4%利用している。世帯構成は、令和2年度において、令和元年度と比べて2人世帯、3人以上の世帯がやや増加した。

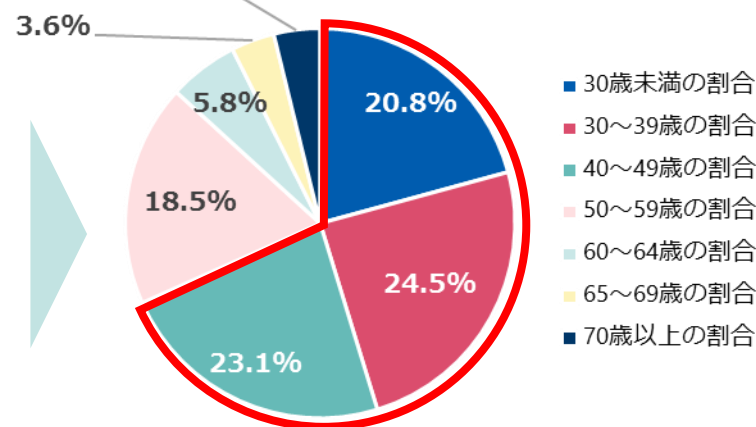
令和2年度 支給対象者の割合 (N=137,785)



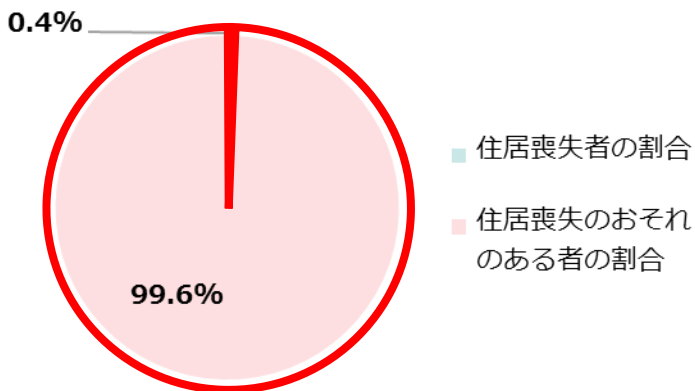
令和元年度 年齢構成 (N=3,973)



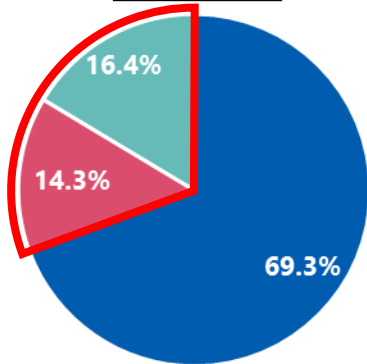
令和2年度 年齢構成 (N=138,012)



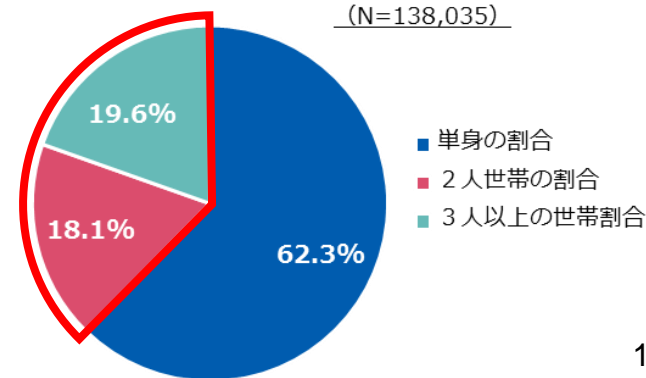
令和2年度 住居喪失者、住居喪失のおそれのある者の割合 (N=138,030)



令和元年度 世帯構成 (N=3,972)



令和2年度 世帯構成 (N=138,035)

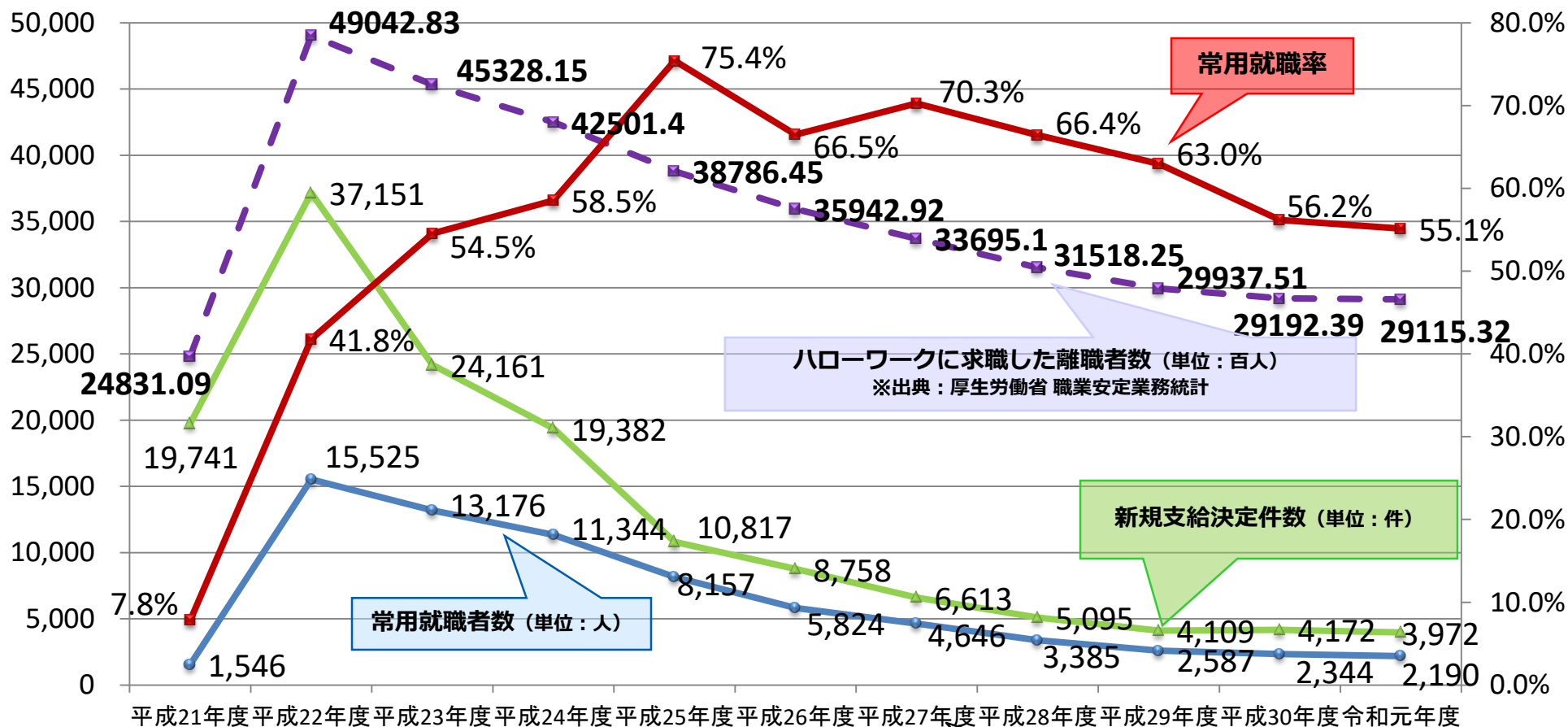


※集計結果は精査中（一部未提出の自治体もある）

住居確保給付金の実施状況等（～令和元年度）

- 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職（※）率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

※H27年度分は、住居確保給付金と住宅支援給付金（H27.3末までに申請のあったもの）の合計値



10月～住宅手当開始 | 支給要件緩和 | 住宅支援給付金開始 (制度改正: 求職活動要件の厳格化など) | 住居確保給付金開始

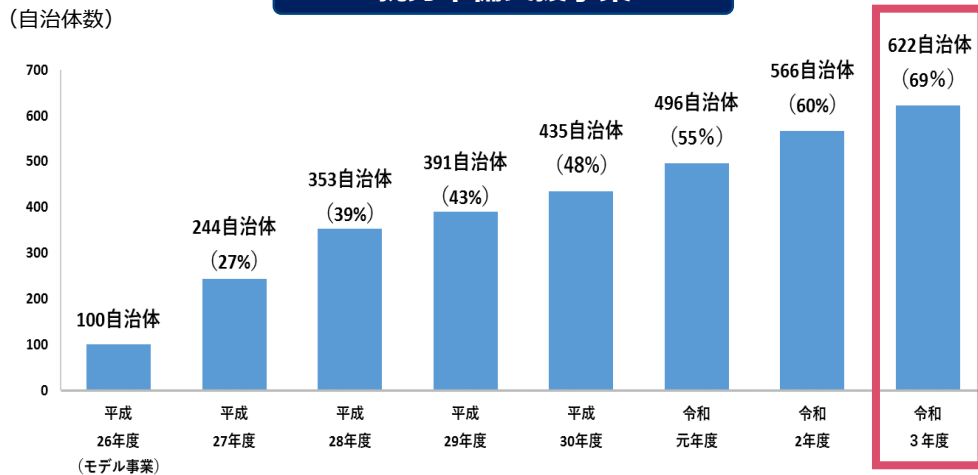
(出典) 厚生労働省調べ「住居確保給付金の実績報告」

任意事業の実施状況

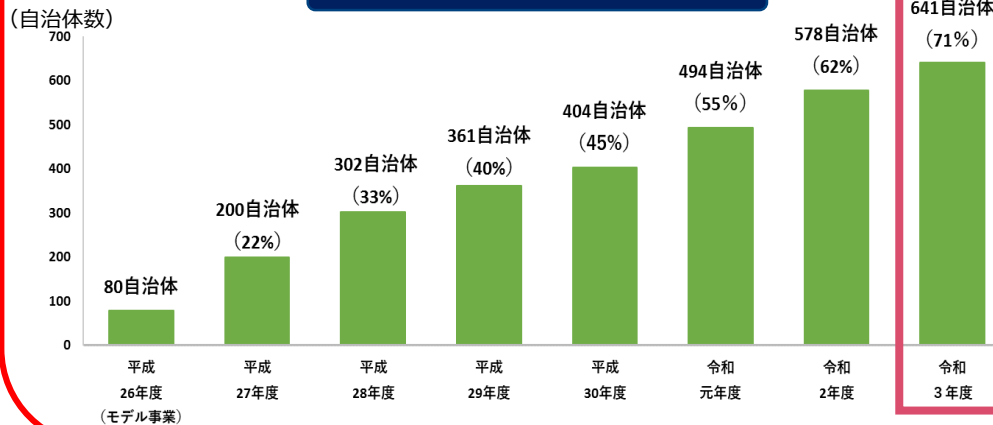
- 令和3年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和3年度において約7割となっている。

平成30年改正で努力義務化

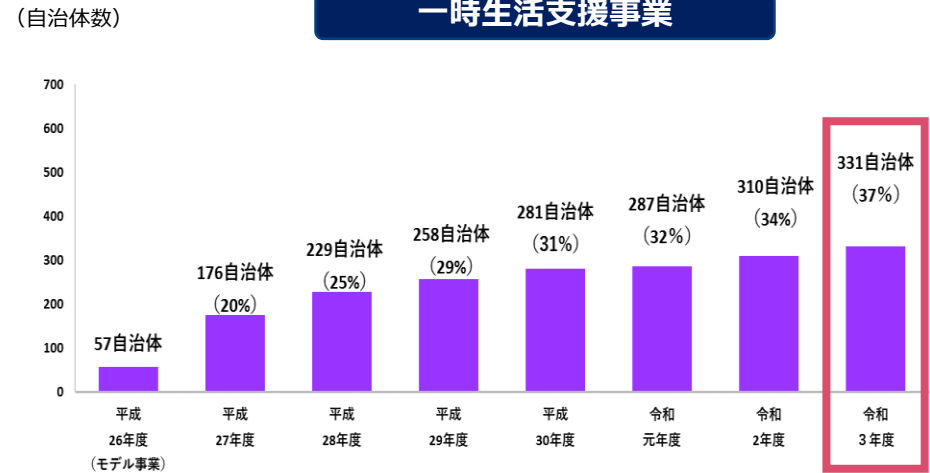
就労準備支援事業



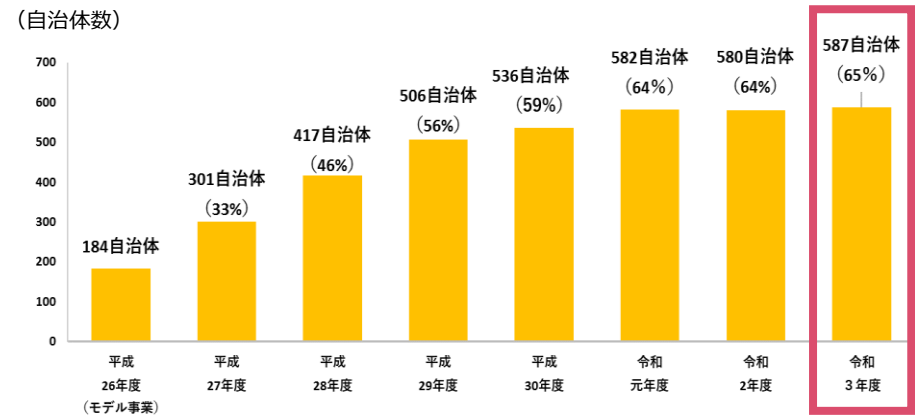
家計改善支援事業



一時生活支援事業



子どもの学習・生活支援事業



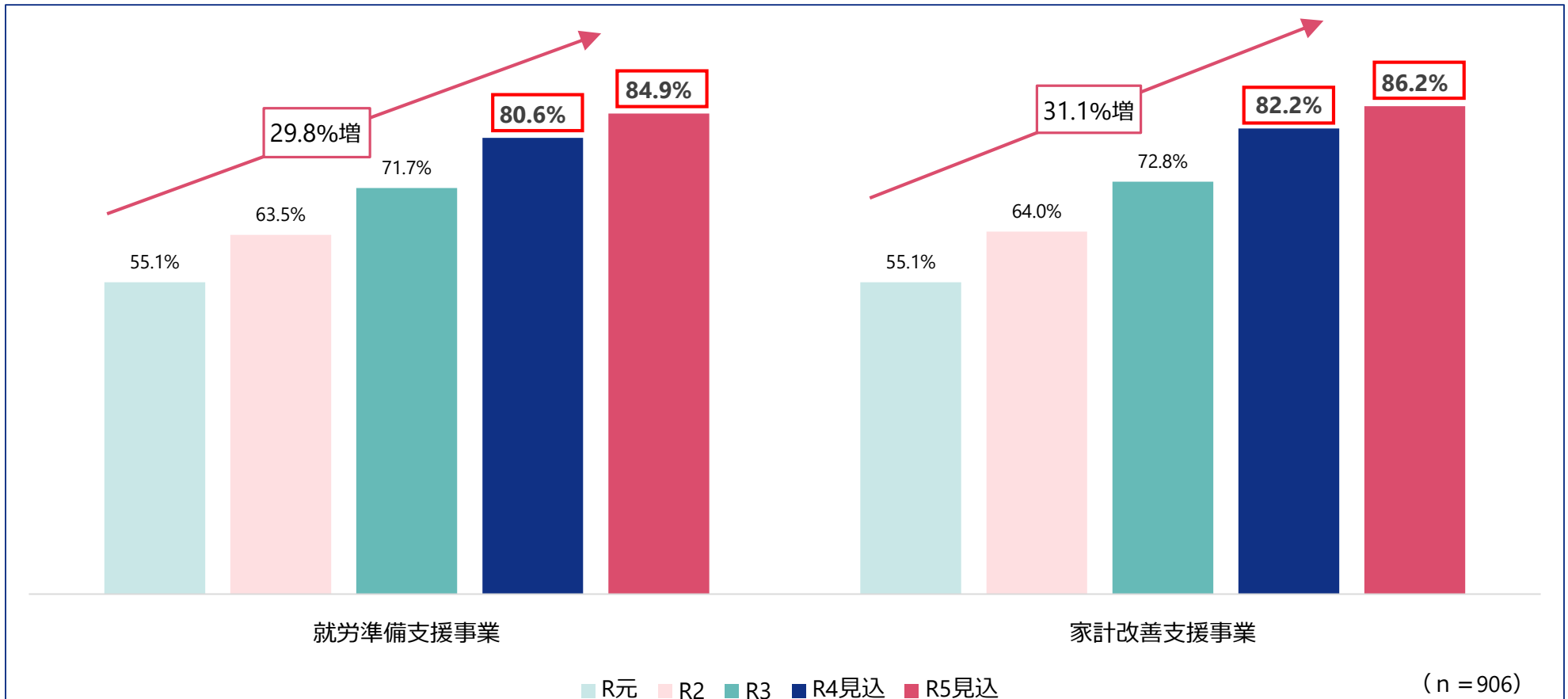
(n=906)

※ 令和2年度事業実績調査 (令和3年9月1日時点)

就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施見込み

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、令和元年度から3年度を集中実施期間として完全実施を目指しており、都道府県に支援マニュアルや専門スタッフ派遣等を活用いただきながら、実施率増加に取り組んだ。
- 今後の任意事業実施予定状況を調査した結果、両事業ともに、令和3年度の実施率は70%、令和4年度の実施率は80%を超え、令和5年度には約85%に達する見込み。

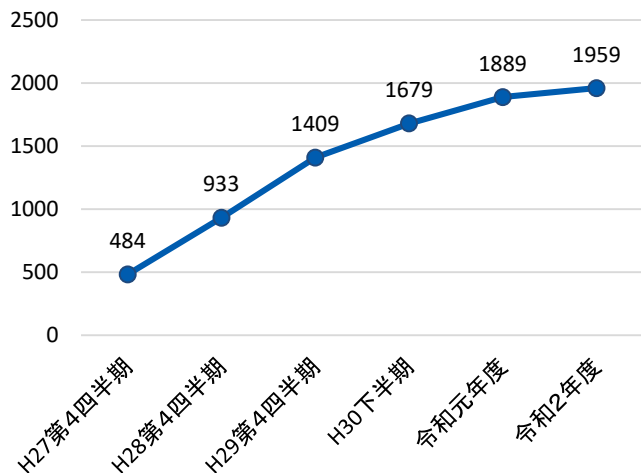
(令和3年度「生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施予定状況」令和4年3月1日時点)



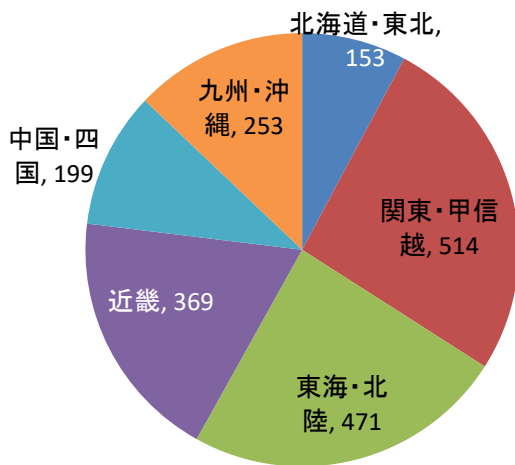
認定就労訓練事業所の認定状況(令和3年3月31日時点)

(1) 全体状況

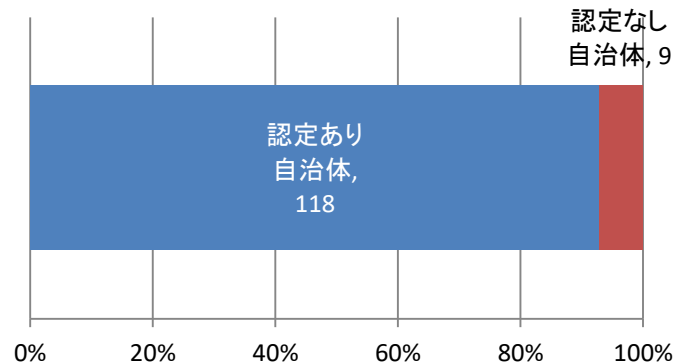
認定件数	1,959件
利用定員合計	5,425名



(2) ブロック別の状況 (n=1,959)



(3) 認定主体別の状況 (n=127自治体)



※ 認定あり118自治体の内訳：
都道府県47、指定都市19、中核市52

(4) 法人種別の状況 (n=1,959)

社会福祉法人(高齢者関係)	608
社会福祉法人(障害者関係)	277
社会福祉法人(保護施設)	77
社会福祉法人(児童関係)	37
社会福祉法人(その他)	121
NPO法人	216

株式会社	372
生協等協同組合	88
社団法人(公益及び一般)	34
財団法人(公益及び一般)	8
医療法人	23
その他	98

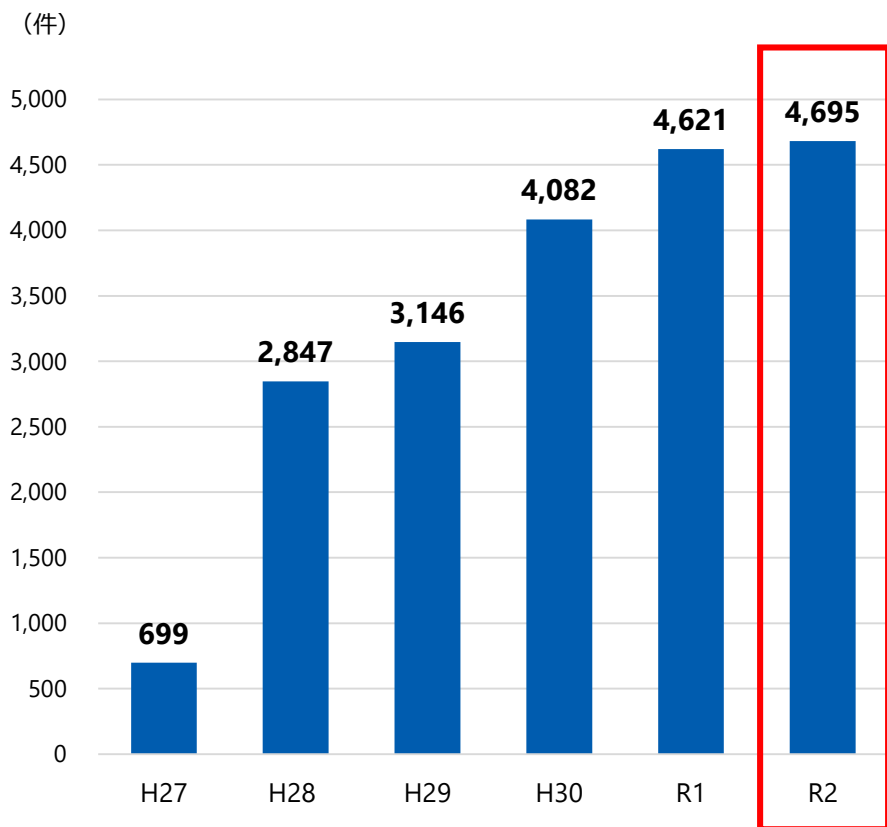
(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,959：複数回答)

食品製造・加工	103
その他製造	107
クリーニング・リネンサプライ	213
農林漁業関連(加工も含む)	140
印刷関係作業	30
福祉サービスの補助作業	935
事務・情報処理	239
清掃・警備	1,127
建設作業	24
その他	485

就労準備支援事業の利用状況

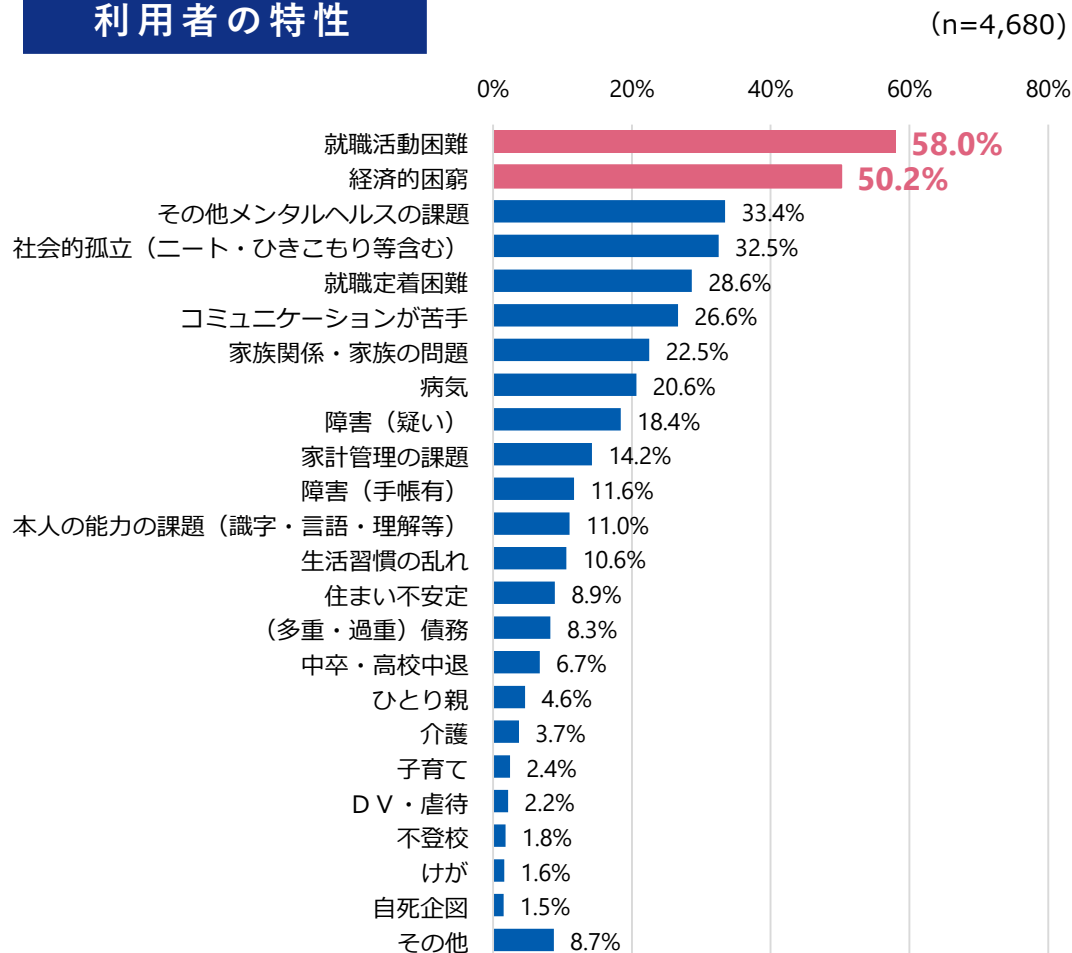
- 就労準備支援事業の利用件数は年々増加しているが、令和2年度は、コロナ禍の影響により、令和元年度と比較するとほぼ横ばいとなっている。
- 利用者の特性は「就職活動困難」と「経済的困窮」が多い。

利用件数の推移



※ 令和2年度支援状況調査

利用者の特性

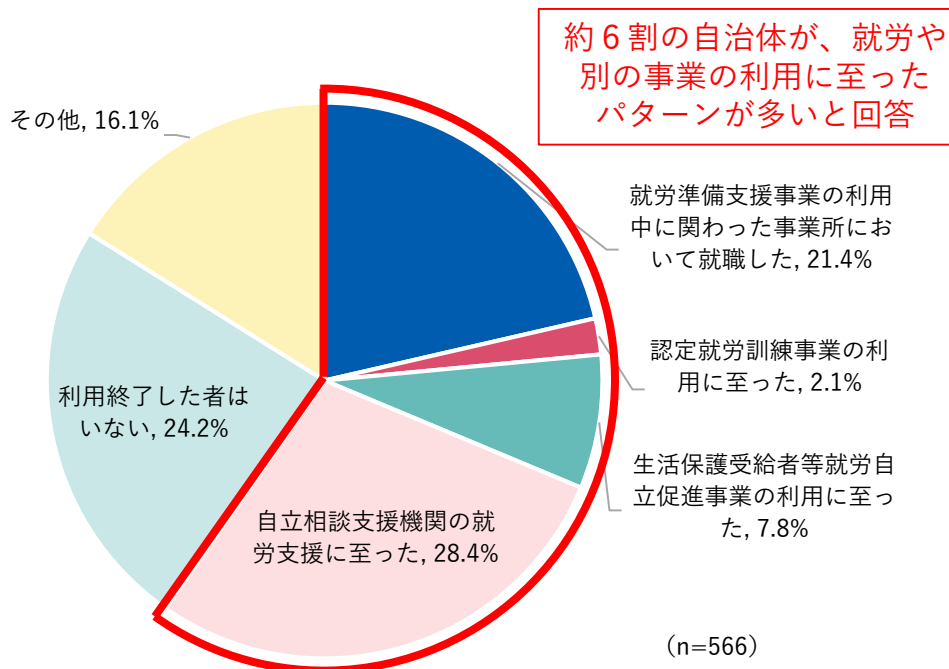


※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出 (令和2年度)

就労準備支援事業の支援効果

- 就労準備支援事業の利用終了後の状況については、約6割の自治体が、就労や別の事業の利用に至ったパターンが多いと回答している。また、事業を利用していない者と比較すると、「自立意欲の向上・改善」「社会参加機会の増加」の差が顕著である。

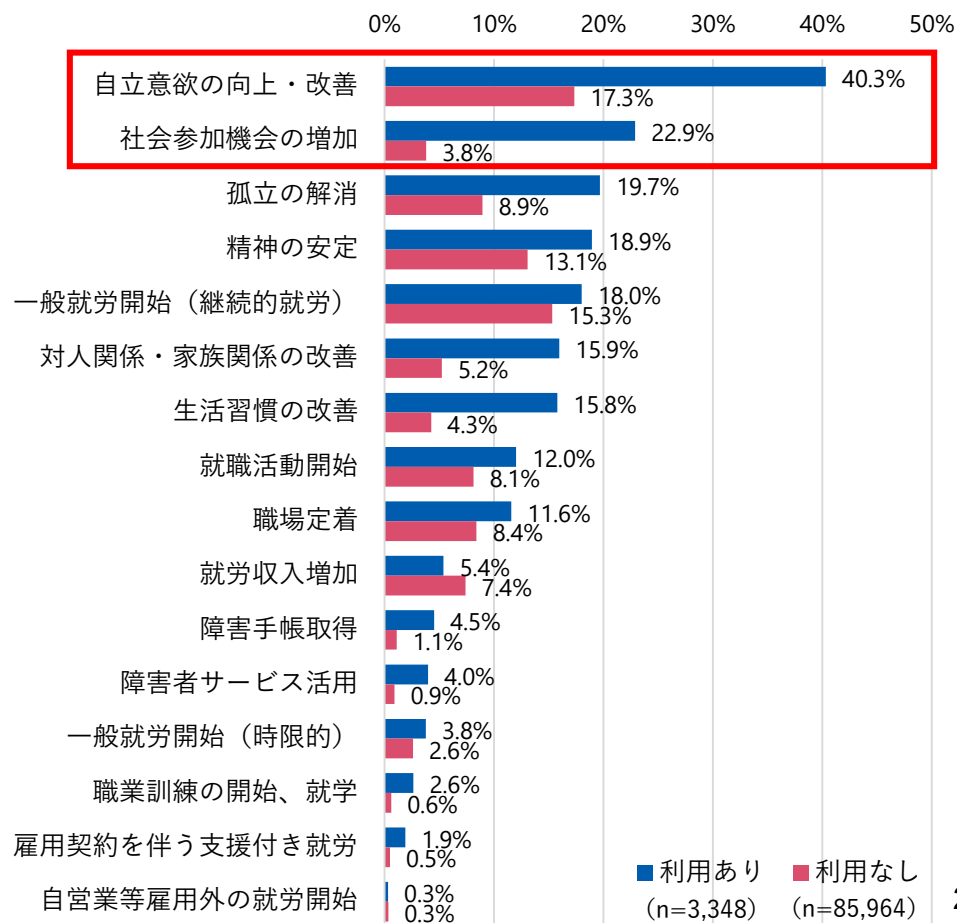
就労準備支援事業利用者の終了後の状況 (実施自治体が最も多いパターンを回答)



約6割の自治体が、就労や別の事業の利用に至ったパターンが多いと回答

※ 令和2年度事業実績調査

就労準備支援事業利用者の見られた変化



※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出 (R2年度・再プランを含む)

認定就労訓練事業の利用状況・支援効果

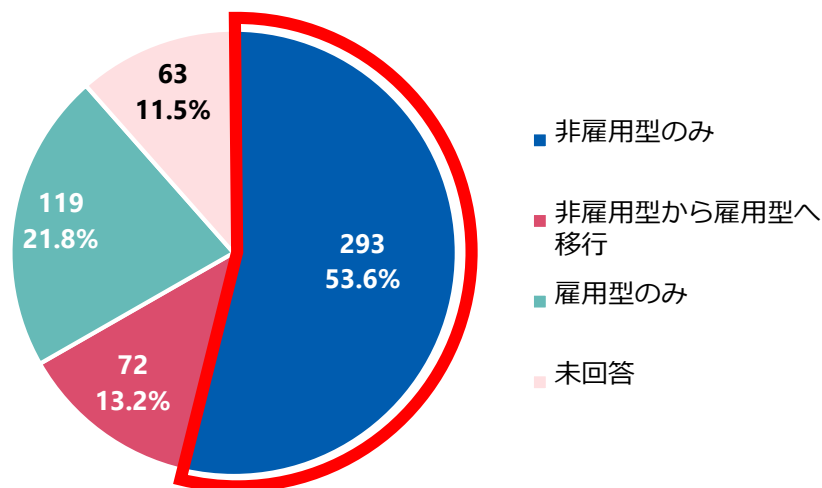
- 利用形態としては、「非雇用型のみ」が全体の約5割を占めている。
- 利用者の見られた変化としては、「自立意欲の向上・改善」「社会参加機会の増加」「孤立の解消」「生活習慣の改善」の順に多い。

利用件数

R 2 認定就労訓練事業利用件数 **547件**

利用形態ごとの利用者数

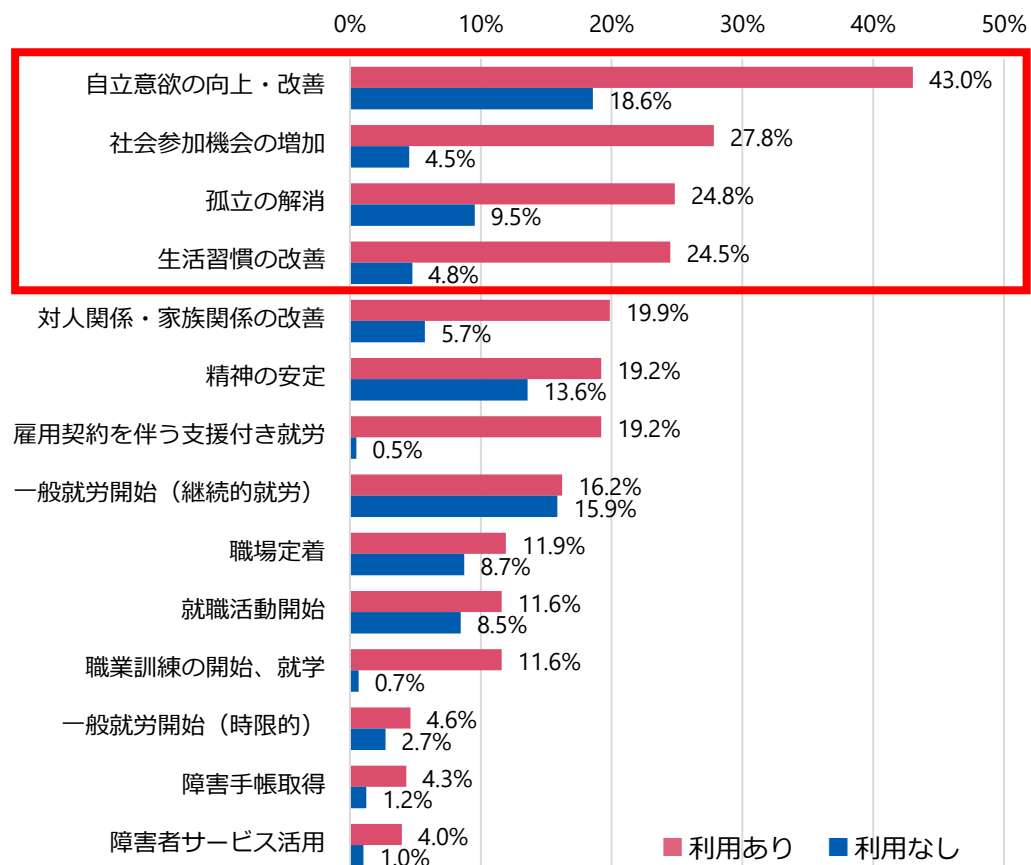
n=547 (人)



※ R 2 「認定就労訓練事業の実態調査」 (困窮室調べ)

認定就労訓練事業利用者の見られた変化

(n=302)

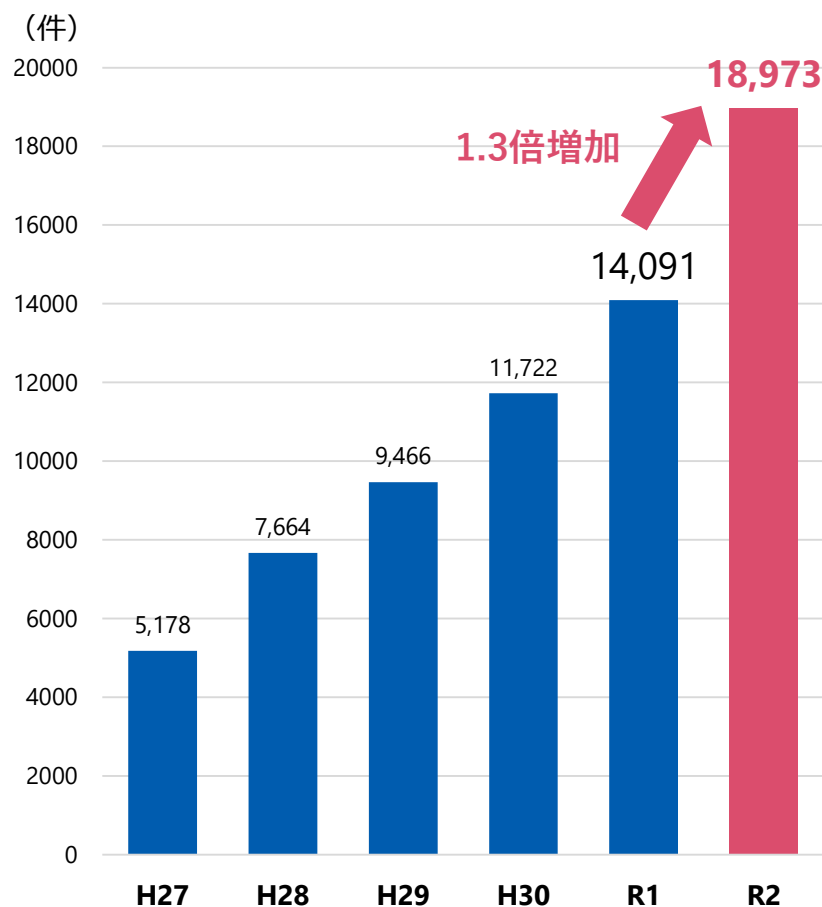


※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出 (令和2年度)

家計改善支援事業の利用状況

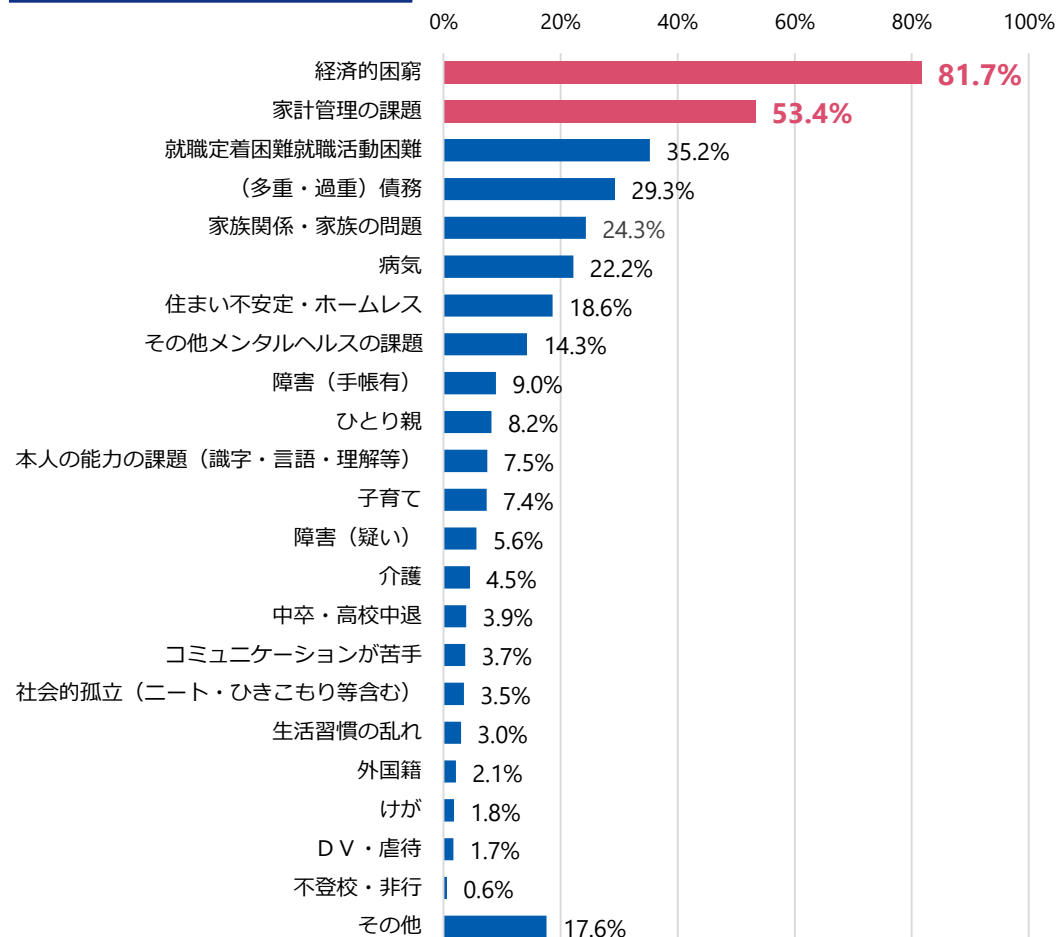
- 新型コロナウイルス感染症による影響から、利用者数は令和元年度と比べ約1.3倍の増加となっている。
- 利用者の特性は「経済的困窮」と「家計管理の課題」が多い。

利用件数の推移



※ 令和2年度支援状況調査

利用者の特性

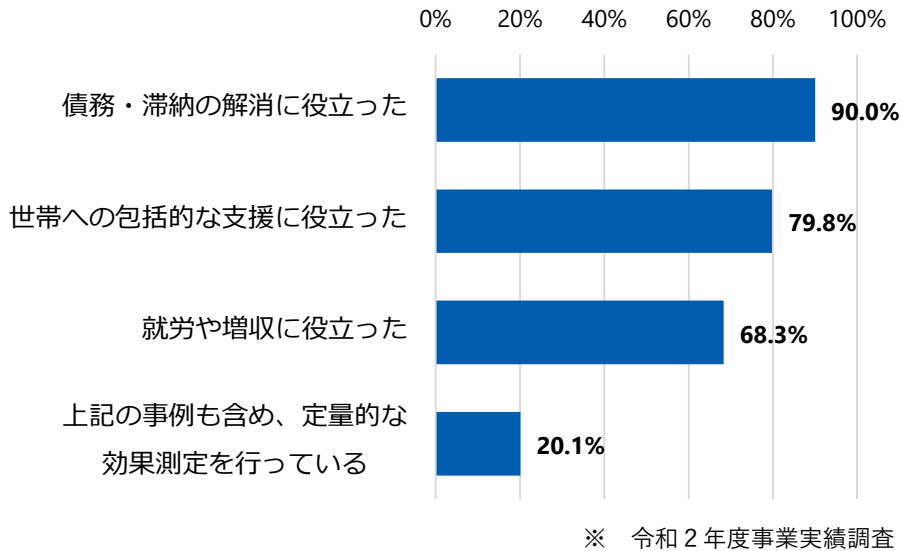


※生活困窮者自立支援統計システムより抽出

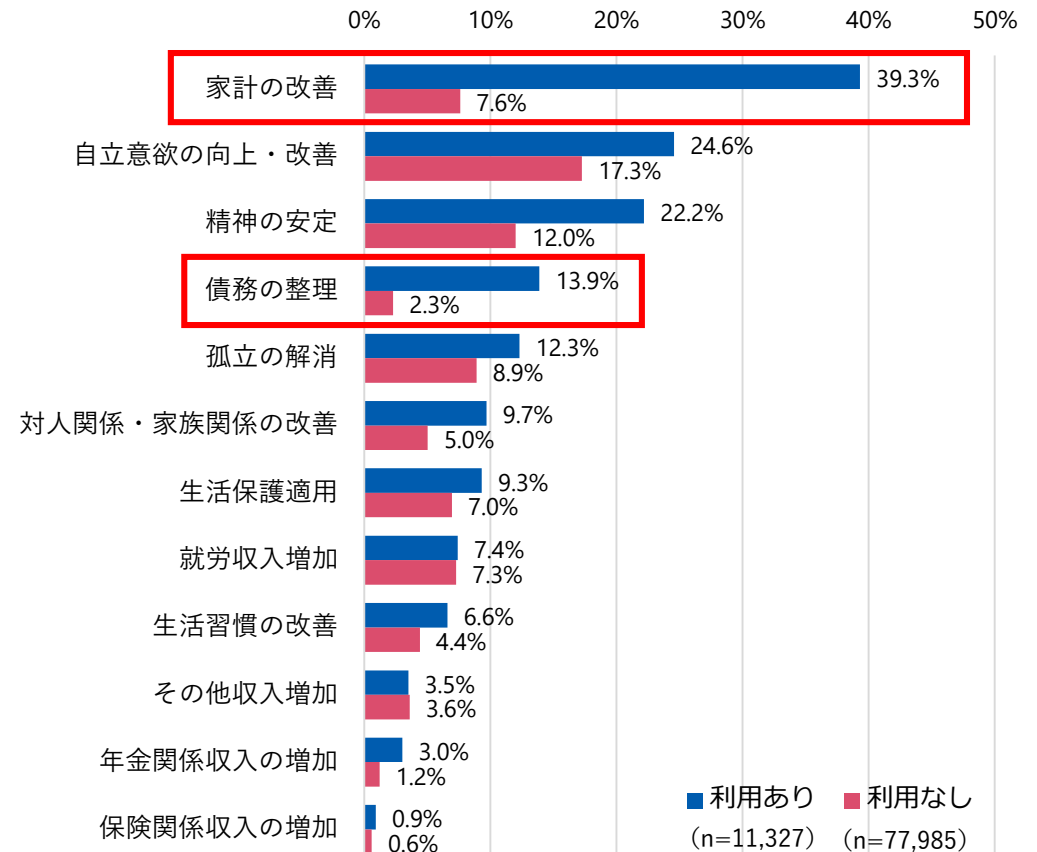
家計改善支援事業の支援効果①

- 事業利用の効果については、「債務・滞納の解消に役立った」や「世帯への包括的な支援」といった回答が多い。
- 利用者の見られた変化としては、「家計の改善」「債務の整理」の差が顕著である。

事業利用の効果



家計改善支援事業利用者の見られた変化



家計改善支援事業の支援効果②（事例）

- 家計改善支援事業を利用することによって、税・保険料の滞納が改善された効果も確認されている。

千葉県千葉市

人口約97.8万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 347件

令和2年4月～令和3年3月

市県民税の滞納：22件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：341万円

固定資産税の滞納：9件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：265万円

国民健康保険料の滞納：30件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：548万円

熊本県阿蘇市

人口約2.5万人
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の
支援決定件数 77件

令和2年4月～令和3年3月

国民健康保険税、市県民税、公営住宅家賃、保育料等の滞納：35件
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：1,572万円
令和2年度中の納税・納付済み額：131万円



一時生活支援事業の実施状況・支援効果

- 利用人数は、平成30年度をピークにやや減少傾向にあったものの、令和2年度は男女ともに利用人数が増加した。また、約7割の退所者が、就職や福祉等の措置の利用に結びついている。

施設別の数

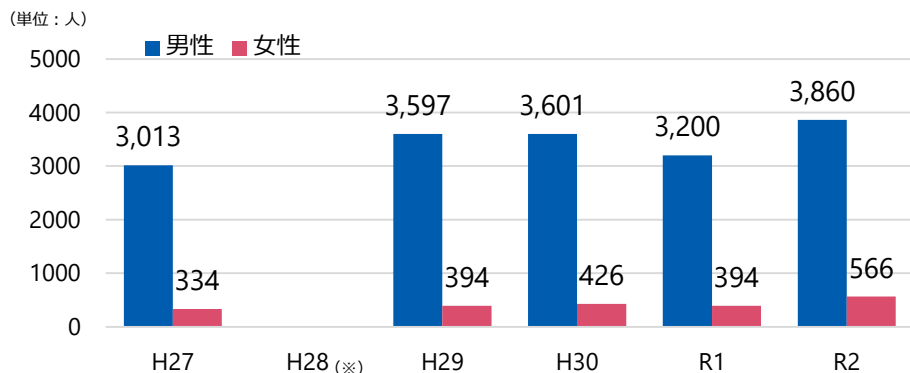
区分	自立支援センター (※1)	施設方式シェルター (※2)	借り上げ方式 シェルター(※3)
実施自治体数	10	45	253
施設数	19	54	1,167
定員数	1,304人	498人	4,182人

※1 自立相談支援事業と一時生活支援事業の委託を受け、施設にて一体的に実施。

※2 一時生活支援事業の委託を受け、施設にて実施。

※3 一時生活支援事業の委託を受け、ホテル等を借り上げて実施。

利用人数の推移



※ 数字に誤りがあるため未集計

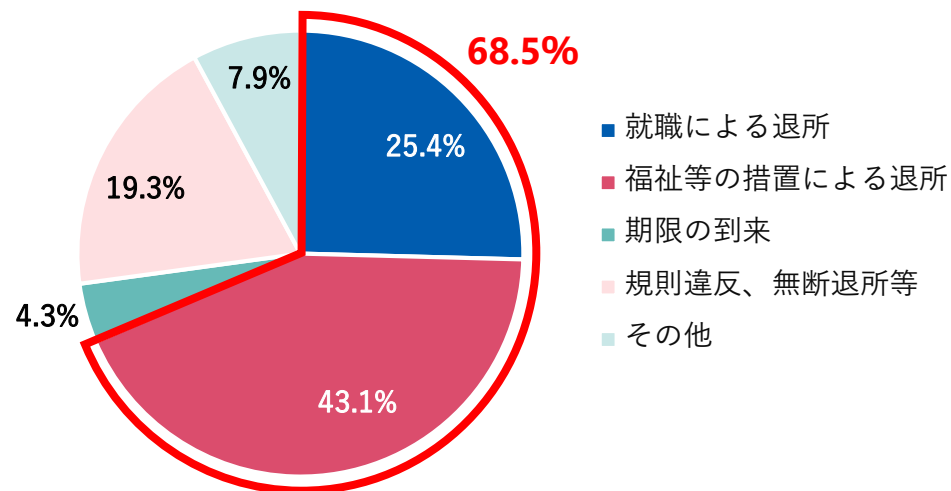
※ 各年度の事業実績調査

支援効果（退所者の状況）

退所者数（延べ数）

6,987件

退所者の状況



※ 令和2年度事業実績調査（一部精査中）

地域居住支援事業の実施状況・支援効果

- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が50にとどまっている。
- 実施自治体においては、社会的孤立の防止や就労に向けた効果的な支援といった効果が現れている一方、未実施自治体における実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体：50自治体（R3年度）

支援人数

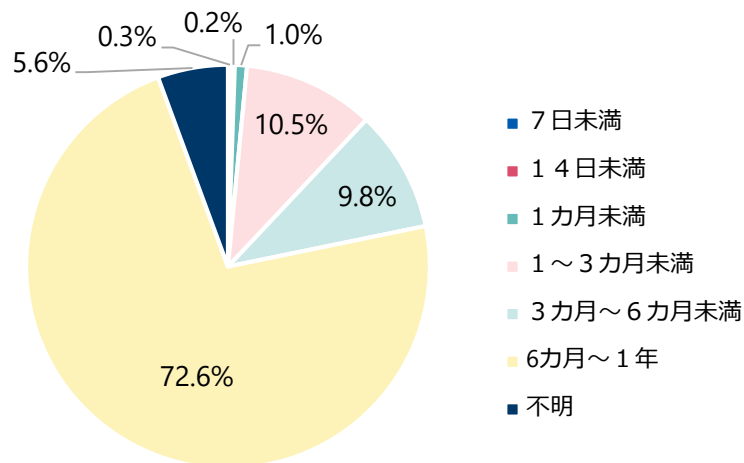
(n=2,420)

(人)

	シェルター等を退所した者	左記以外の不安定居住者	合計
入居支援した人数	574	923	1,497
居住支援した人数	902	21	923

支援期間

(n=923)



- 7日未満
- 14日未満
- 1か月未満
- 1～3か月未満
- 3か月～6か月未満
- 6か月～1年
- 不明

令和2年度の事業効果と実施課題(※)

【事業の効果】 (n=6)

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】 (n=507)

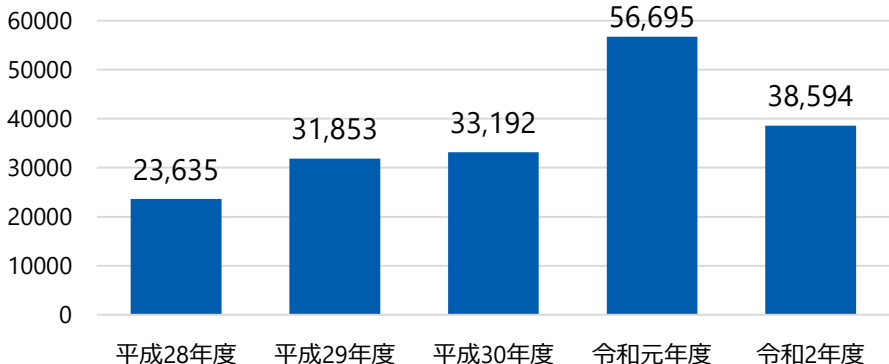
- ・ 対象となる利用者がいない (54.8%)
- ・ 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない (25.2%)
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない (24.5%)
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない (23.5%)

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

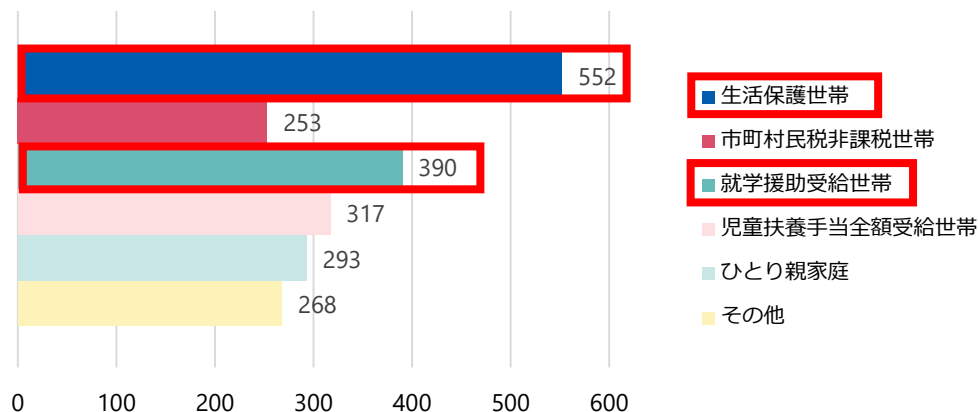
子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

○ 事業の対象世帯は自治体によって様々であり、参加者の属性別では生活保護世帯が33.3%となっている。また、学年別では中学1年～2年が32.0%と最も多く、次いで中学3年が25.8%である一方、高校生以上は10.5%とそれほど多くない状況である。

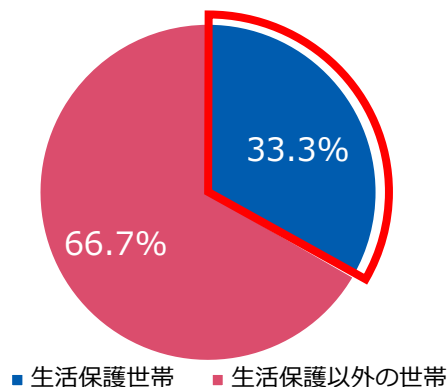
利用人数の推移



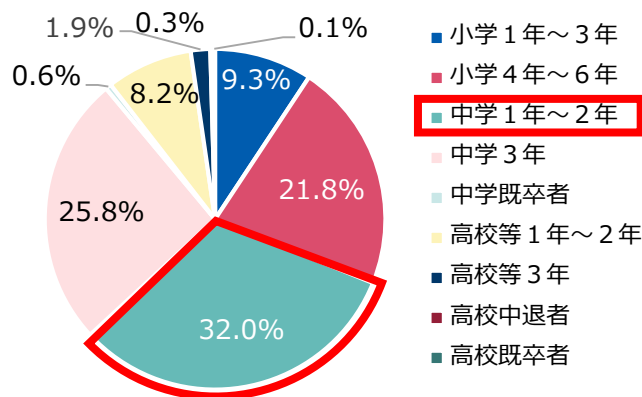
対象世帯 (n=580)



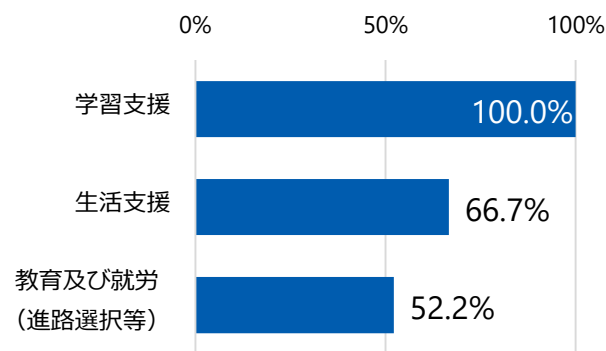
事業の参加者数 (n=38,594)



参加者数 (n=36,421)



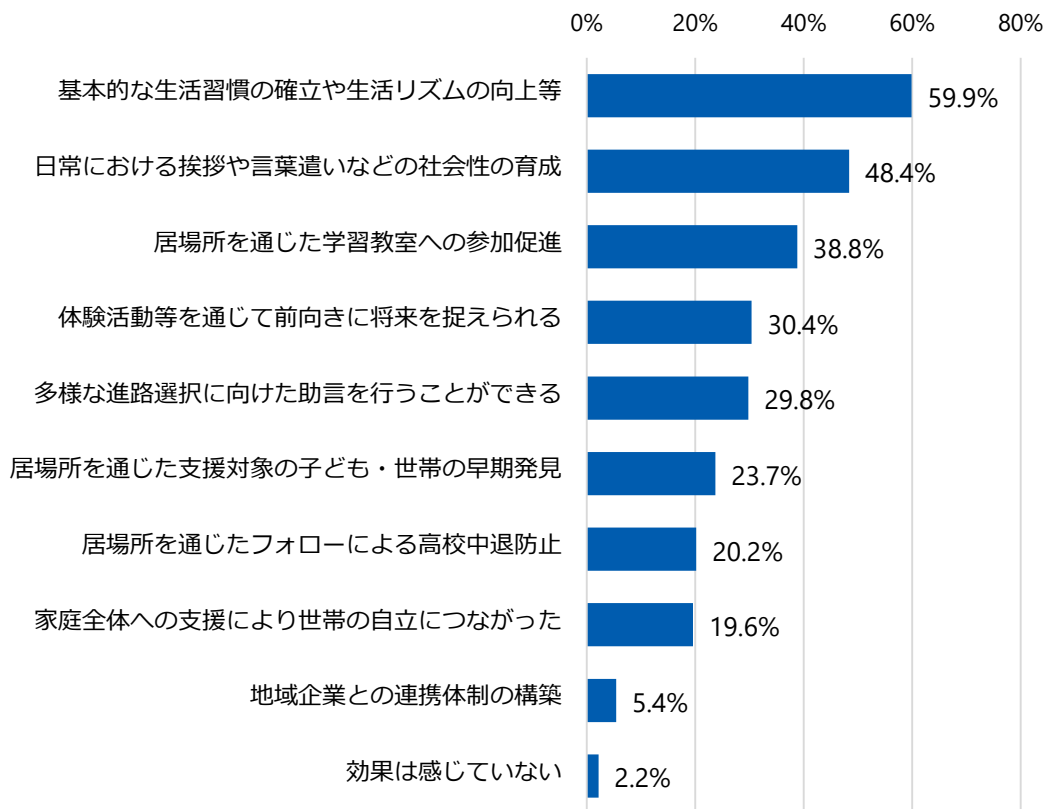
支援の取組状況 (n=580)



子どもの学習・生活支援事業の支援効果

- 平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。
- 参加した中学3年生のうち、高校進学した者は98.9%（令和2年度）であり、全世帯平均値に近い実績である。

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果



中学3年生の進学状況

99.2%（令和元年度実績）（n=13,414）

98.9%（令和2年度実績）（n= 9,386）

（参考）高校等進学率
全世帯98.8%（R元年度）
98.9%（R2年度）
生活保護受給世帯94.0%（H31.4.1時点）

支援対象者の高校中退率

1.6%（令和元年度実績）

2.0%（令和2年度実績）

（参考）高校中退率
全世帯1.3%（R元年度）
1.1%（R2年度）
生活保護受給世帯4.1%（H30.4.1時点）

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

プラン作成対象者に係る初回面談時の状態像

- いずれの項目においても、4の状態像がほぼ半数を占めており、1や2については、いずれも1割程度にとどまっている。

自立意欲

項目 (状態像)	合計	
1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	9,217	2.2%
2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。	25,159	6.1%
3 2に加え、就労や地域活動（ボランティア等）の社会参加に関心がある。	49,042	12.0%
4 就労や地域活動（ボランティア等）などを行おうとしている。または既に行っている。	212,282	51.8%
不明	114,150	27.9%
合計 (有効回答)	409,850	100.0%

自己肯定感

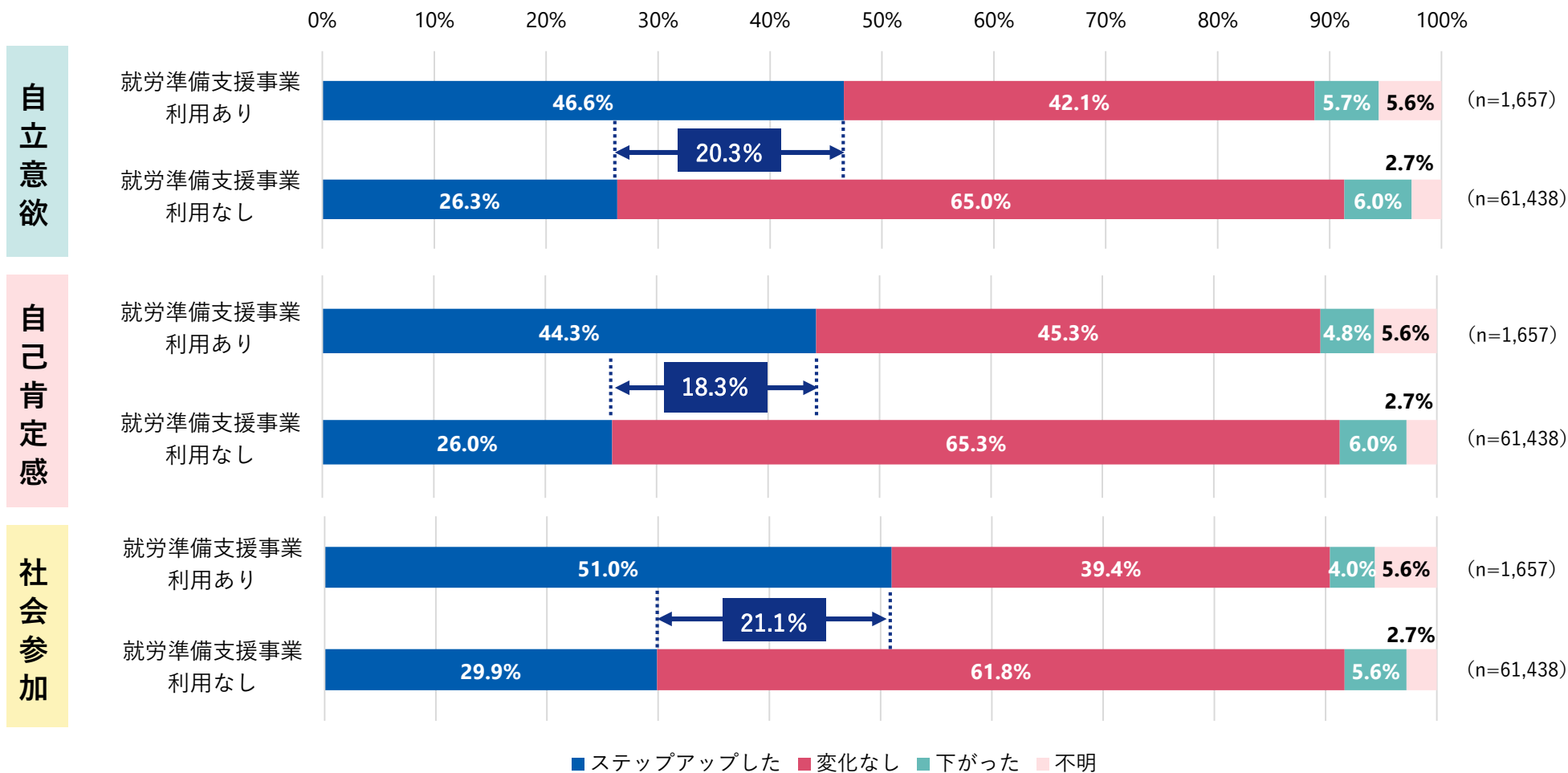
項目 (状態像)	合計	
1 自分のことを否定し、受け入れられない。	4,284	1.0%
2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	23,371	5.7%
3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。	52,859	12.9%
4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	214,463	52.4%
不明	114,540	28.0%
合計 (有効回答)	409,517	100.0%

社会参加

項目 (状態像)	合計	
1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	4,707	1.1%
2 限られた家族・支援者との関わりがある。	42,207	10.3%
3 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	49,519	12.1%
4 仕事・地域活動（ボランティア等）・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	198,495	48.5%
不明	114,570	28.0%
合計 (有効回答)	409,498	100.0%

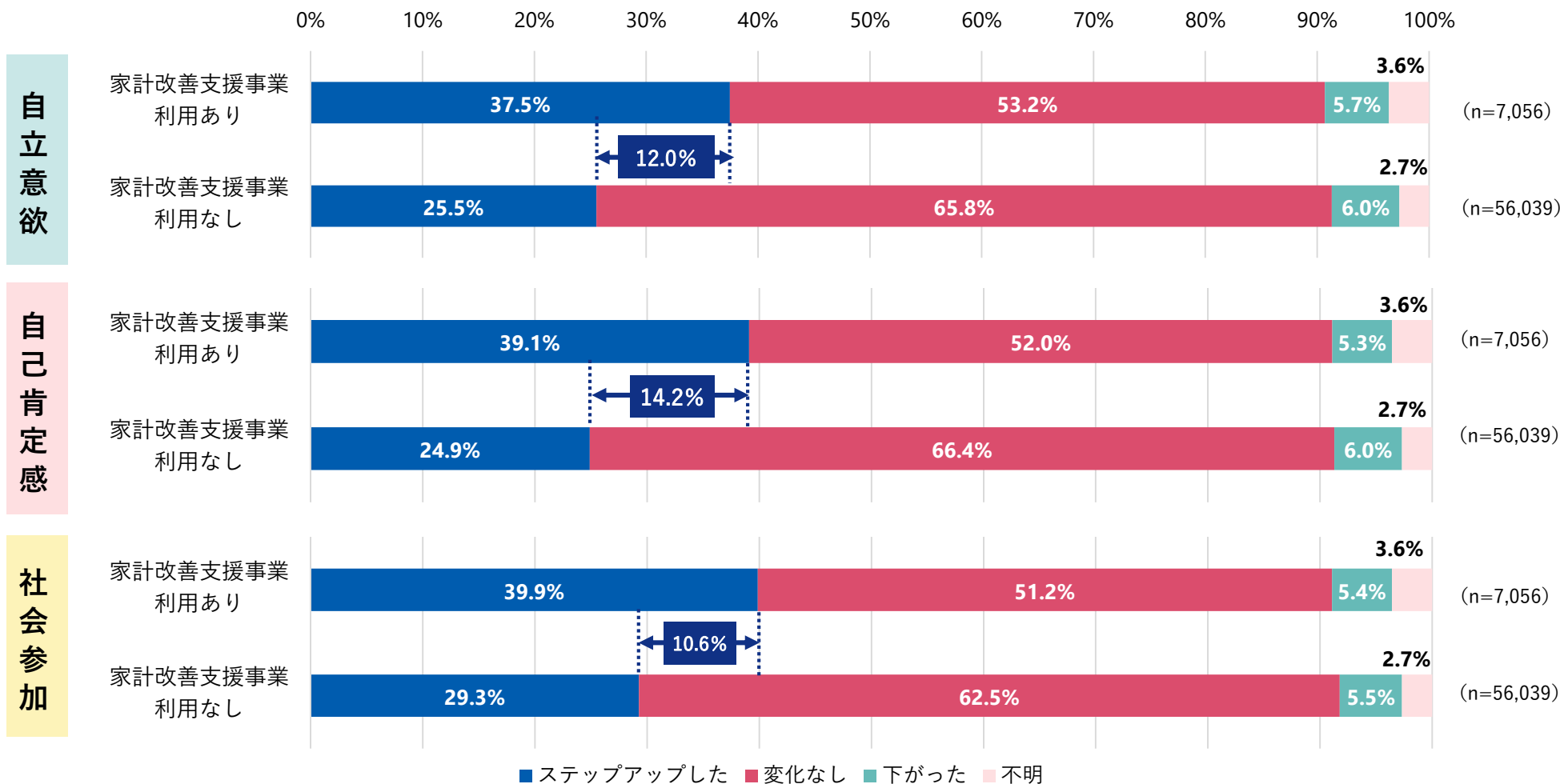
プラン作成対象者に係る状態像の変化（就労準備支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、就労準備支援事業を利用している者は利用していない者に比べて2割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



プラン作成対象者に係る状態像の変化（家計改善支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、家計改善支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、家計改善支援事業を利用している者は利用していない者に比べて1割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



プラン作成対象者における変化

- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）

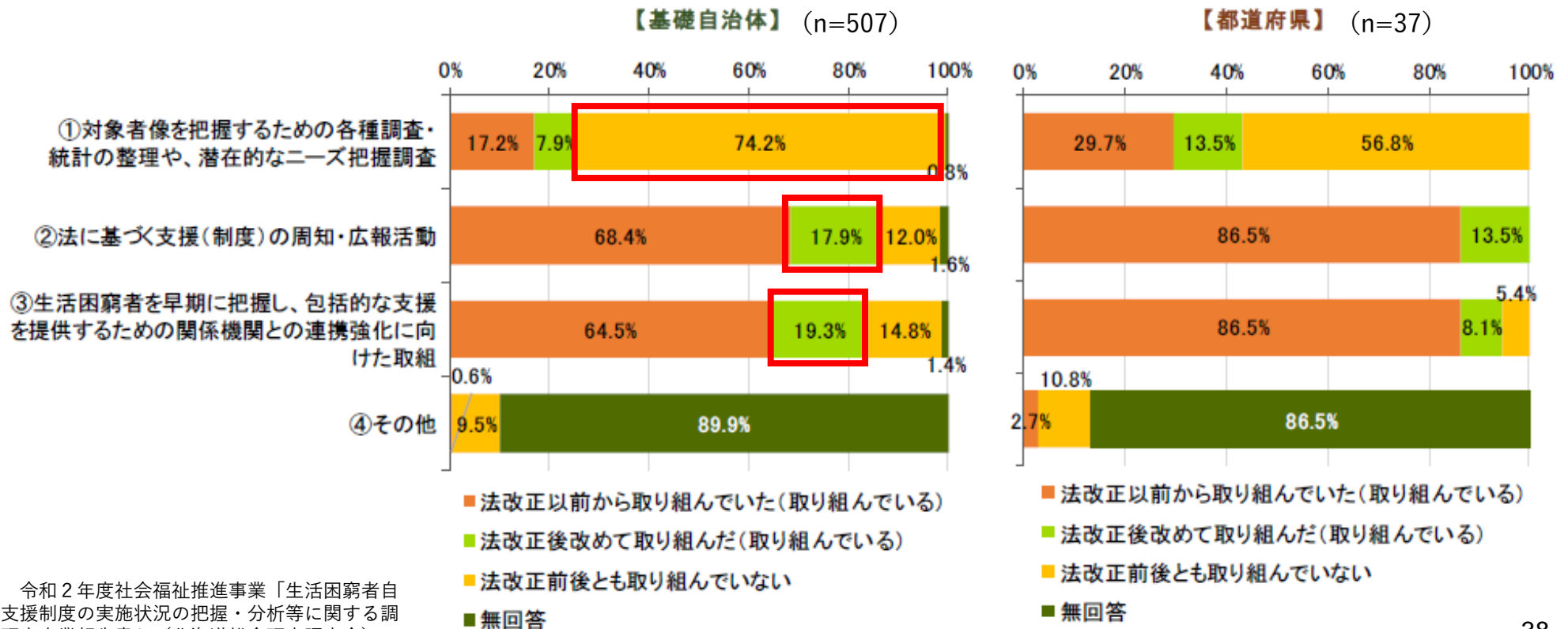


3. 平成30年改正を踏まえた動き

- ① 基本理念・定義の明確化
- ② 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設
- ③ 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置状況
- ④ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
- ⑤ 都道府県による市等への支援事業の創設
- ⑥ 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施
- ⑦ 子どもの学習支援事業の強化
- ⑧ 地域居住支援事業の創設

① 基本理念・定義の明確化

- 平成30年改正において生活困窮者の自立支援の基本理念・定義の明確化が図られたことを受けて、「法に基づく支援（制度）の周知・広報活動」「生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組」については、法改正以前から取り組んでいた自治体が多かったが、法改正後、さらに取り組みが進んでいる。
- 一方、「対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査」については、「法改正前後とも取り組んでいない」の割合が高い。



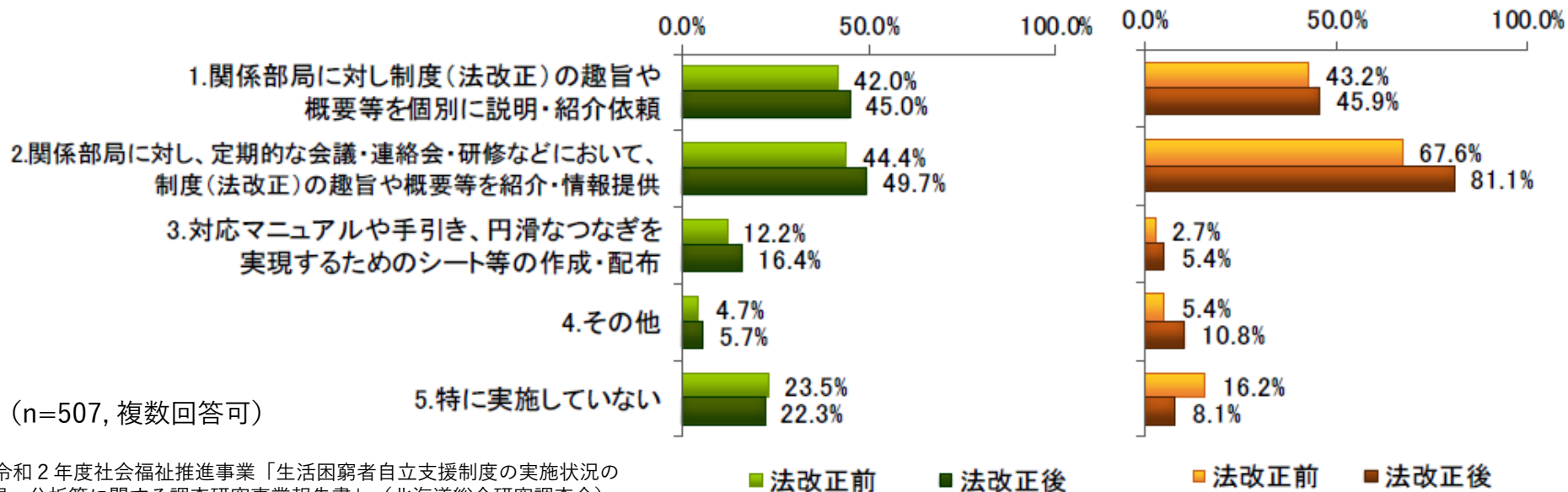
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」(北海道総合研究調査会)

② 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 平成30年改正において、各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされた（第8条関係）。
- 法改正前後を比較すると、連携強化のための取組の実施が進む一方、2割以上の自治体が「特に実施していない」と回答している。

【基礎自治体】(n=507)

【都道府県】(n=37)



※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

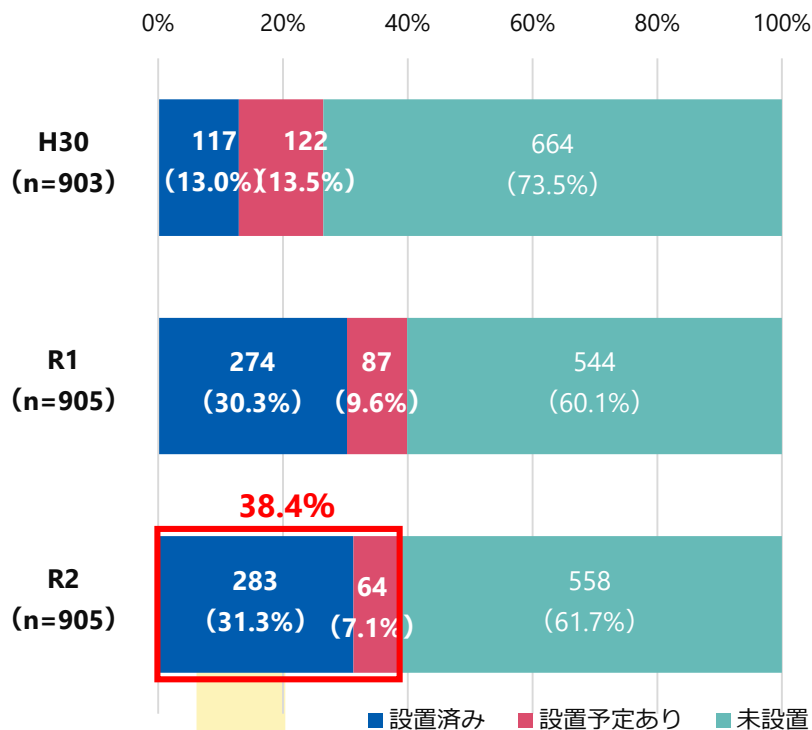
【関係部局等との連携状況】

- 基礎自治体では法改正前後で大きな差はみられないが、「ひきこもり地域支援センター」や「市町村営住宅」と連携している割合がやや高くなっていった。
- 都道府県についても、法改正前後で大きな差はみられないが、法改正後には、「市町村税」や「住まい支援関係者」と連携している割合がやや高くなっていった。

③ 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置状況

- 平成30年改正で新設された支援会議については、約4割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況であり、効果としては、関係機関間の情報共有やそれによる役割分担の促進が挙げられている。

支援会議の設置状況

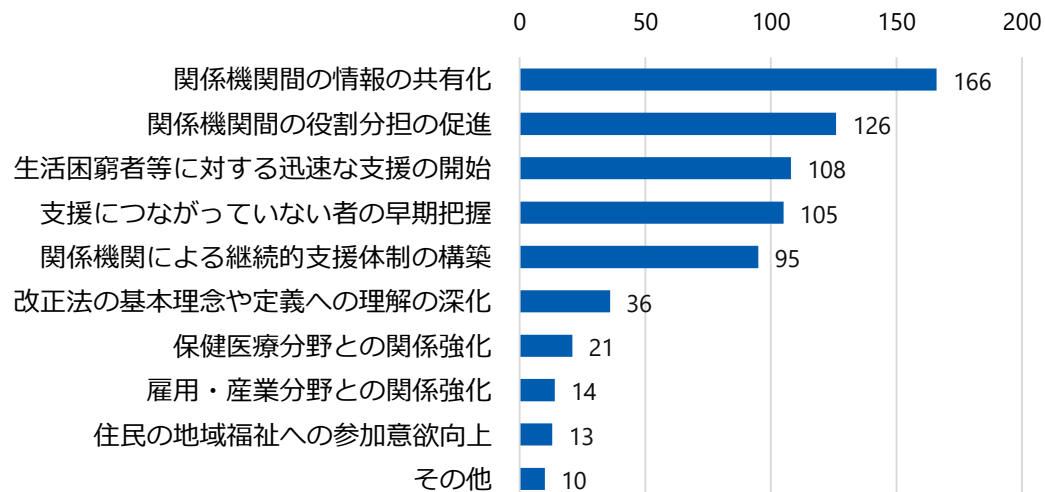


平均実施回数：21.4回（年）

対象ケース数：2.8（1会議当たり）(n=283)

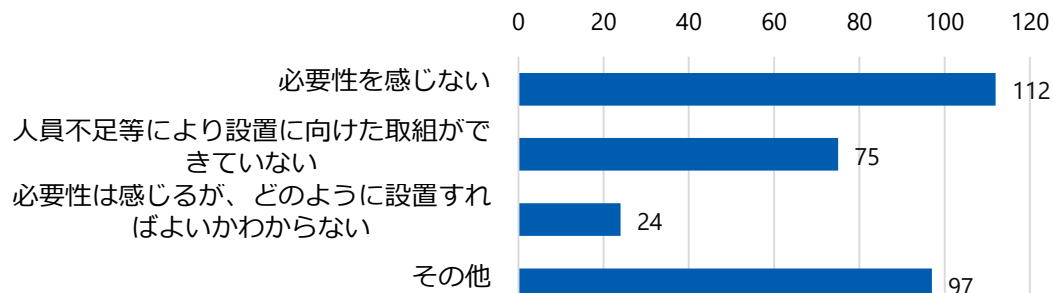
支援会議の開催による効果

(n=274)



支援会議を設置しない理由

(n=544)



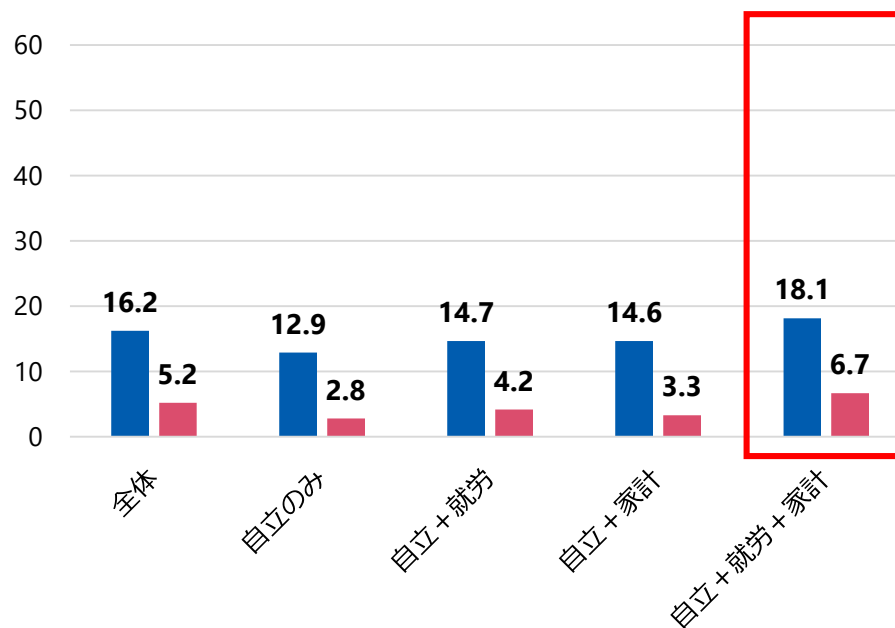
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

④ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 3事業を全て実施している自治体数は増加している。また、新規相談受付件数やプラン作成件数は、自立・就労・家計の3事業を全て実施している自治体において最も多くなっている。

令和元年度

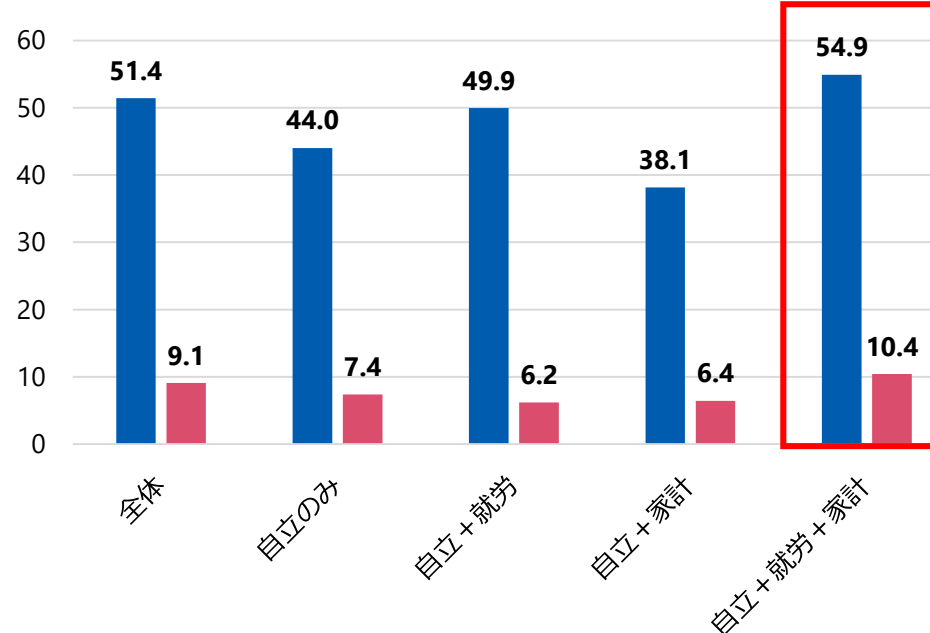
自立のみ	282 自治体
自立+就労	140 自治体
自立+家計	131 自治体
自立+就労+家計	352 自治体



■ 新規相談受付件数 ■ プラン作成件数 (人口10万人当たり・月)

令和2年度

自立のみ	236 自治体
自立+就労	110 自治体
自立+家計	127 自治体
自立+就労+家計	432 自治体

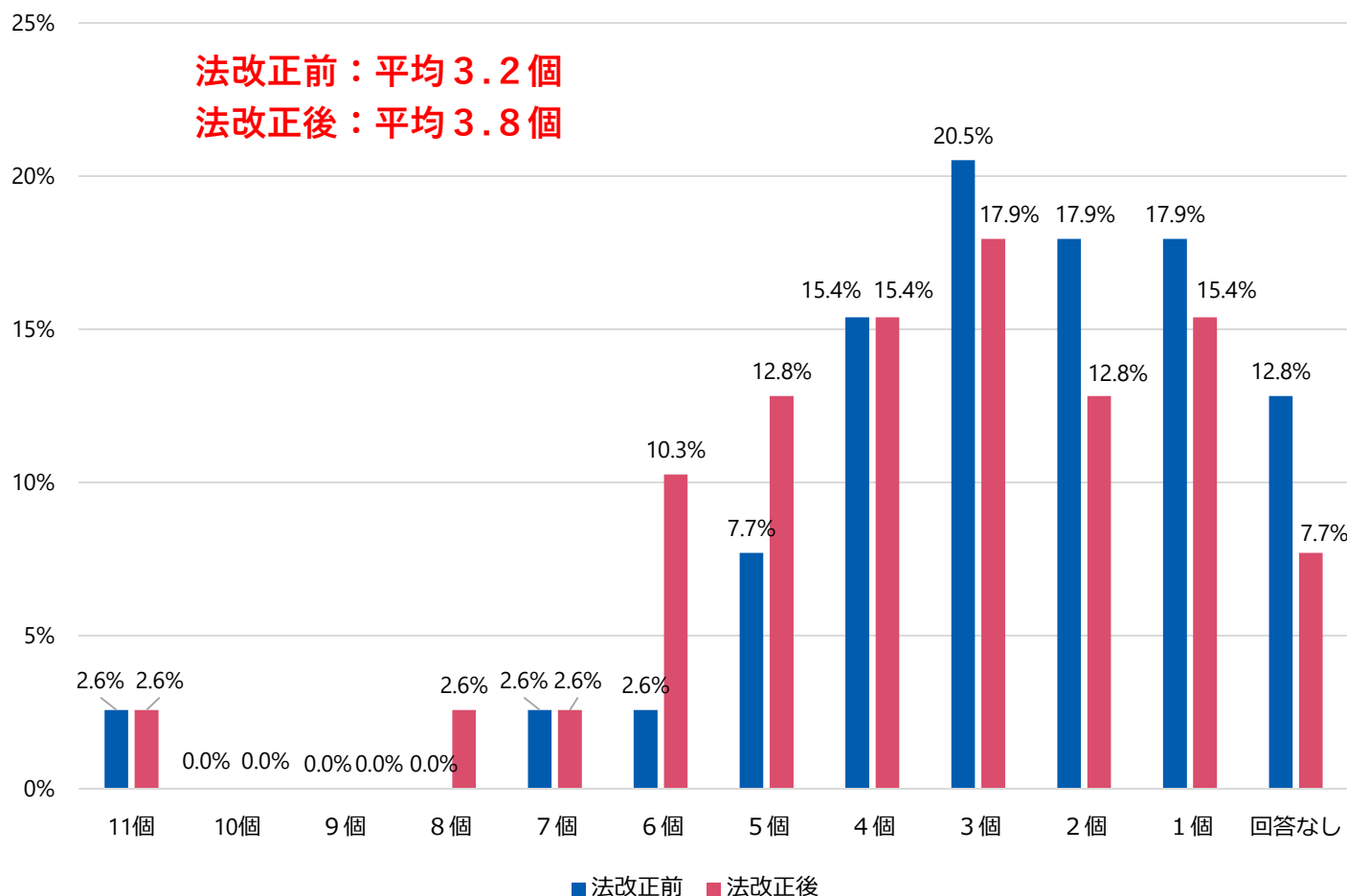


■ 人口10万人当たり・月 新規相談受付件数 ■ 人口10万人当たり・月 プラン作成件数

⑤ 都道府県による市等への支援事業の創設

- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正前後を比較すると、都道府県による支援の数は増加している（法改正前：平均3.2個→法改正後：平均3.8個）。
- 一方で、約3割の都道府県は支援の数が1個または2個にとどまっており、そうした都道府県の底上げも必要。

	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
	件数	件数
11個	1	1
10個	0	0
9個	0	0
8個	0	1
7個	1	1
6個	1	4
5個	3	5
4個	6	6
3個	8	7
2個	7	5
1個	7	6
回答なし	5	3
合計(n)	39	39

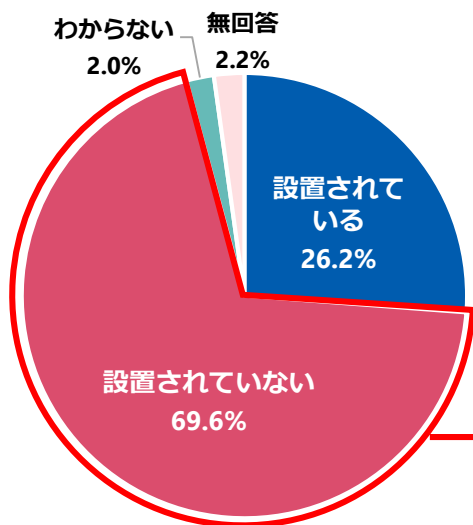


⑥ 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県が設置する自立相談支援機関については、約7割の町村において設置されておらず、そのうち「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している（予定を含む）町村は約4割である。
- 町村における支援内容としては、「相談者からの要望・課題の聞き取り」「自立相談支援機関を含む他機関等の情報提供・助言」が多い。

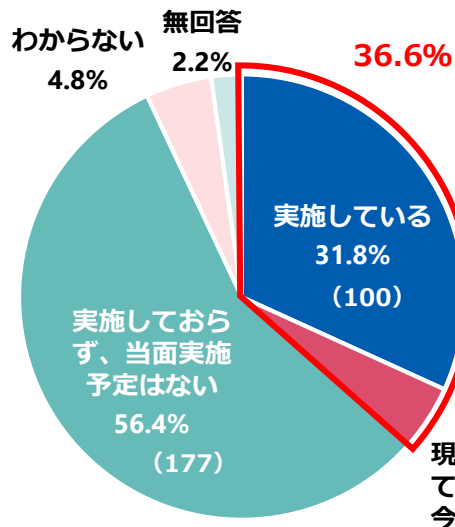
都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

(n=451)



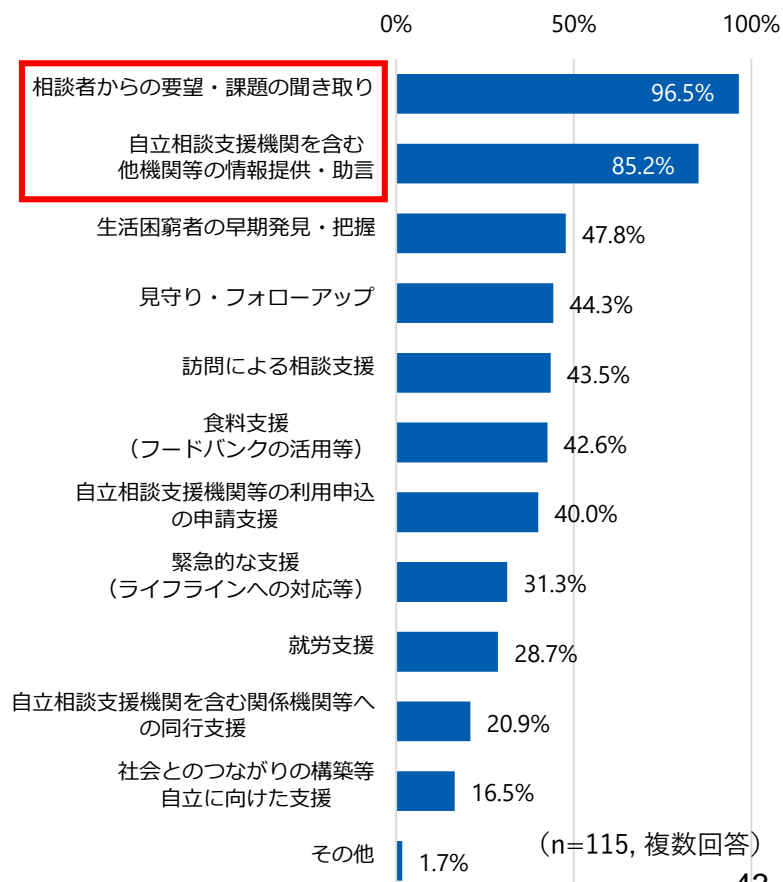
「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

(n=314)



現在は実施していないが、今後実施予定
4.8%
(15)

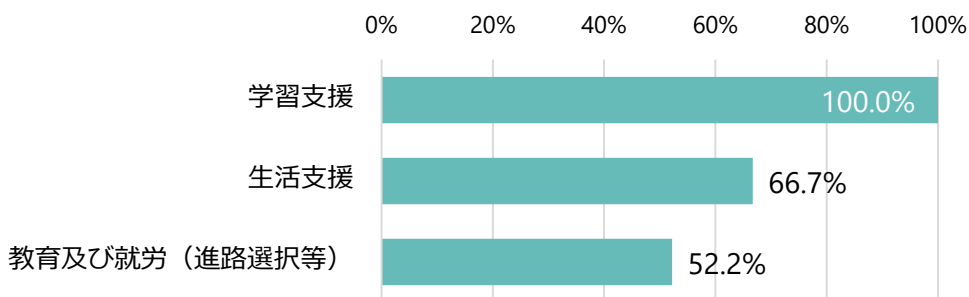
自立相談支援事業等へつなぐ必要がある方への支援内容



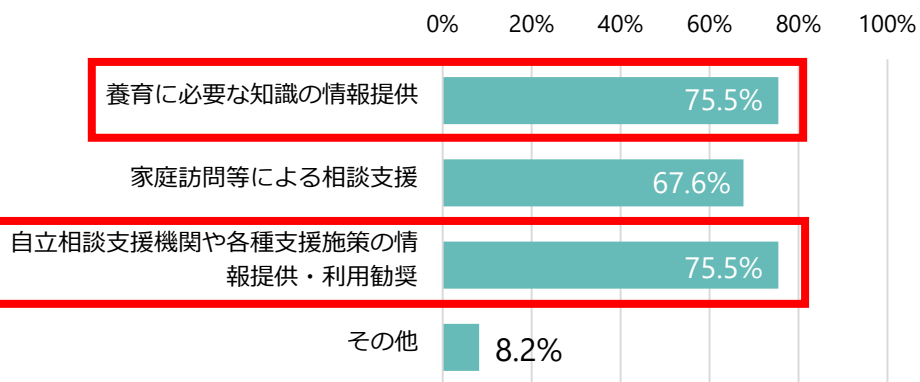
⑦ 子どもの学習支援事業の強化

- 生活支援のうち、「子どもに対する支援」については、「居場所の提供・相談」「日常生活習慣の形成」「社会性の育成」はいずれも約80%程度取り組んでいる一方で、「体験活動等」は50.3%であった。また、「保護者に対する支援」については、「養育に必要な知識の情報提供」「自立相談支援機関や各種支援施策の情報提供・利用勧奨」はいずれも約80%であった。さらに、「教育及び就労」については、「進学に関する情報提供」「進路選択に関する相談」はいずれも80%を超えている一方で、「就労に向けた相談支援」は50.5%であった。

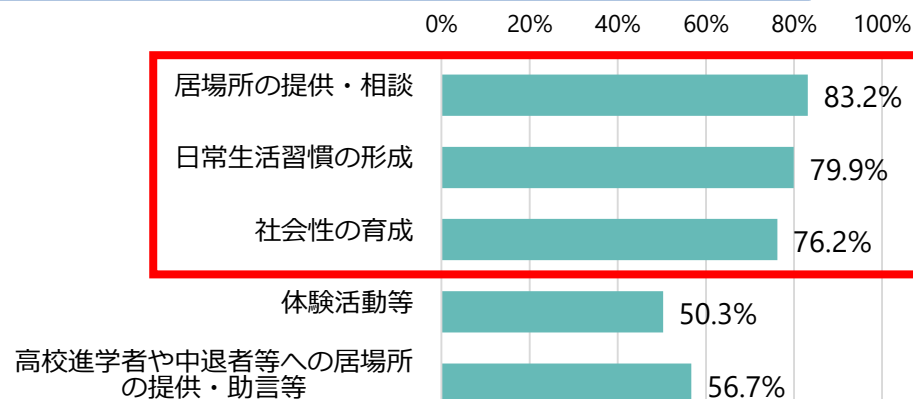
1. 支援の取組状況 (n=580)



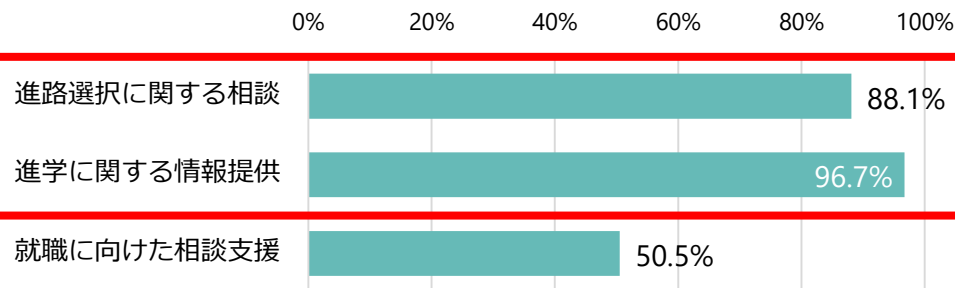
3. 生活支援 (保護者に対する支援) (n=318)



2. 生活支援 (子どもに対する支援) (n=374)



4. 教育及び就労 (n=303)



⑧ 地域居住支援事業の創設（再掲）

- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が50にとどまっている。
- 実施自治体においては、社会的孤立の防止や就労に向けた効果的な支援といった効果が現れている一方、未実施自治体における実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体：50自治体（R3年度）

支援人数

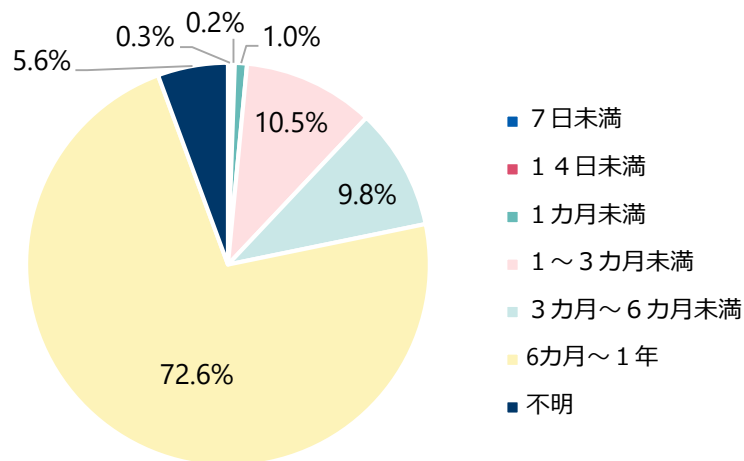
(n=2,420)

(人)

	シェルター等を退所した者	左記以外の不安定居住者	合計
入居支援した人数	574	923	1,497
居住支援した人数	902	21	923

支援期間

(n=923)



※令和2年度事業実績調査

令和2年度の事業効果と実施課題（※）

【事業の効果】（n=6）

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

【実施にあたっての課題】（n=507）

- ・ 対象となる利用者がいない（54.8%）
- ・ 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない（25.2%）
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない（24.5%）
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない（23.5%）

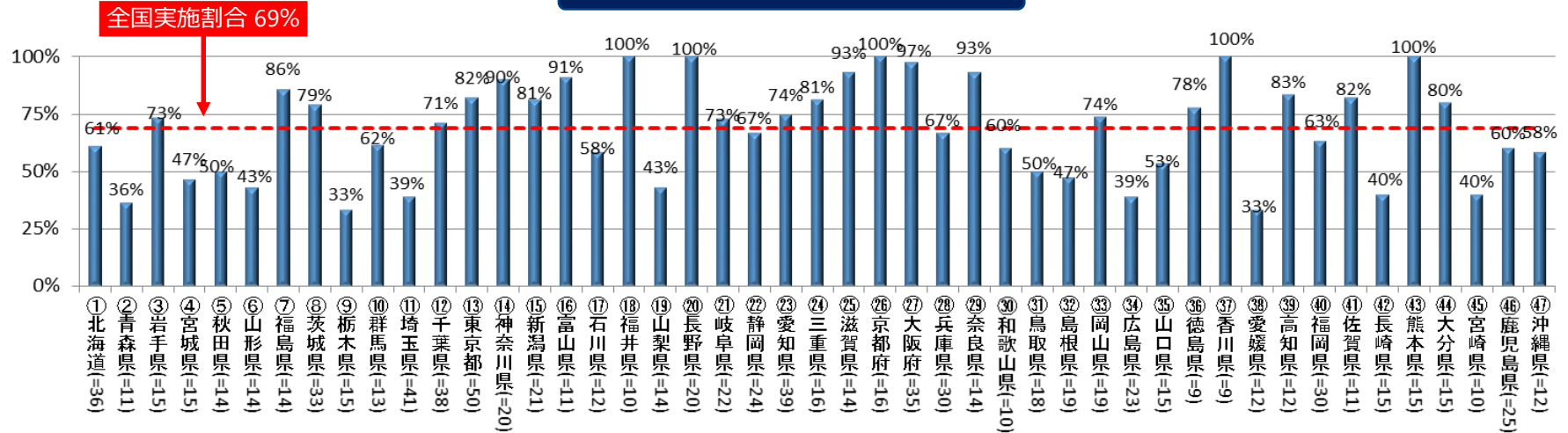
※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）より引用。

参考資料



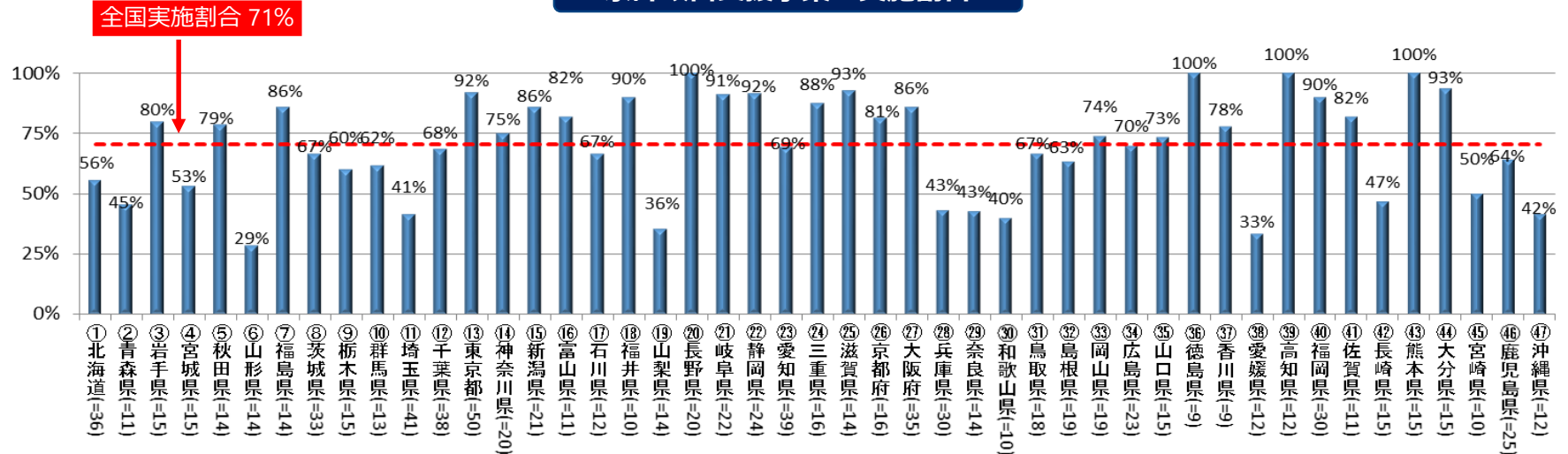
任意事業の都道府県別の実施割合①

就労準備支援事業 実施割合



(n=906)

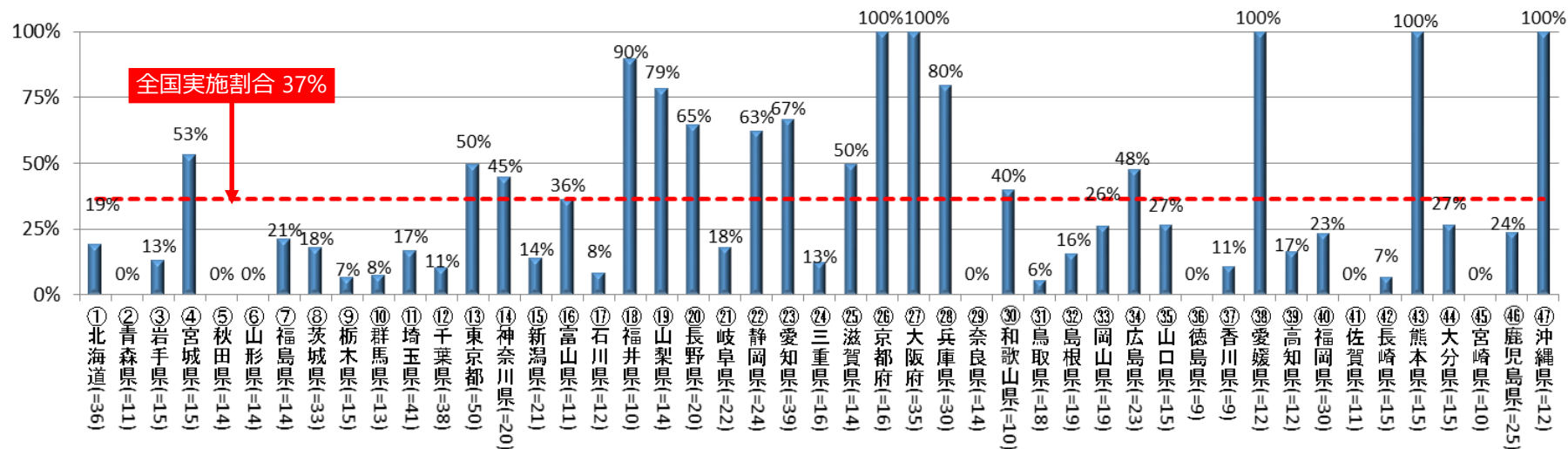
家計改善支援事業 実施割合



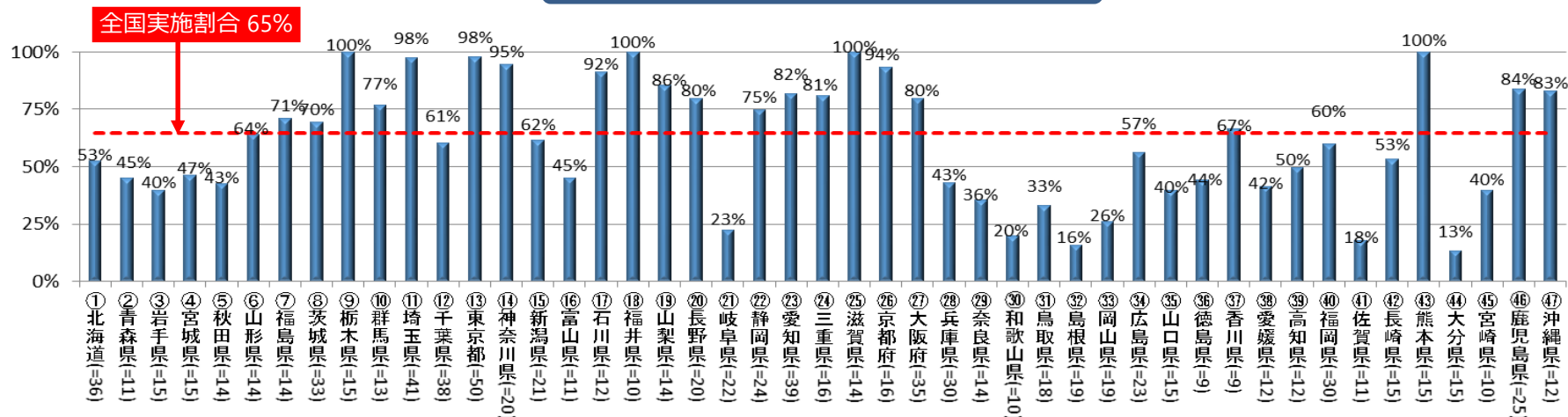
任意事業の都道府県別の実施割合②

(n=906)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



前回改正事項①

1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

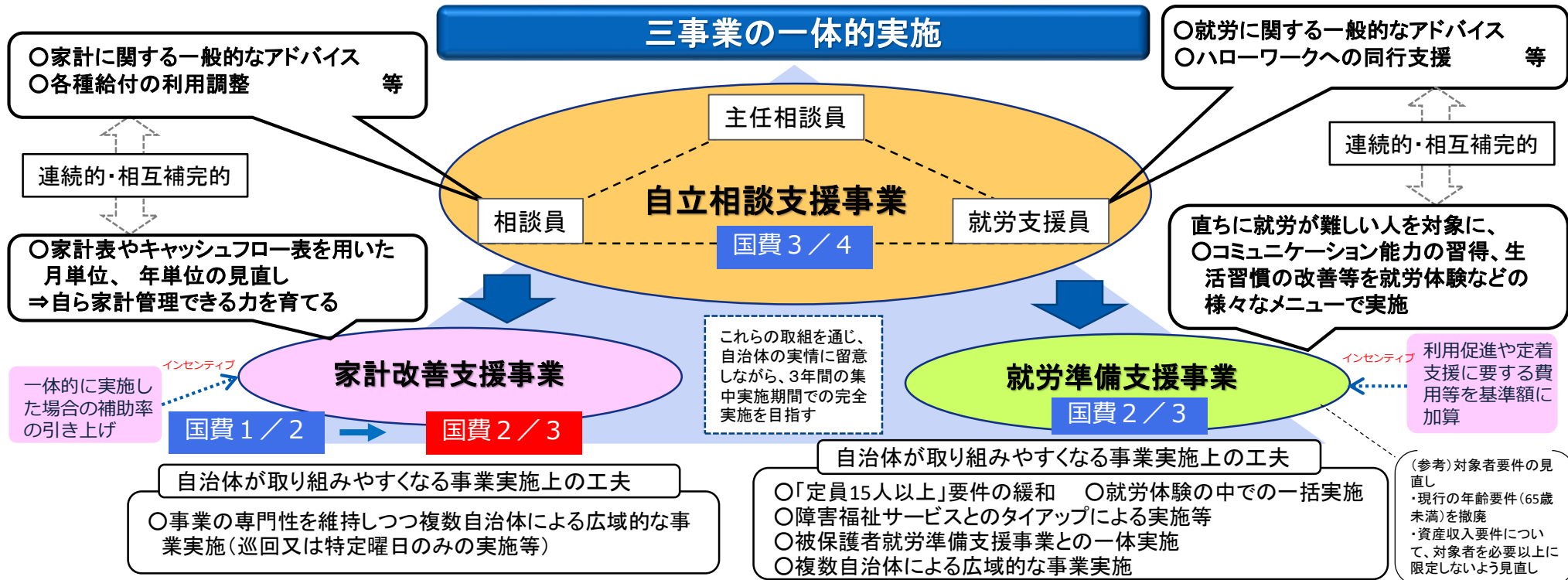
前回改正事項②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率: 1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率: 3/4)。

前回改正事項③

6. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



7. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保